

北欧の文書館と文書館専門職

—1992年訪問調査概要報告—

安藤 正人

共同執筆 坂本 勇
水口 政次
上原 樹代
水野 保

資料館研究紀要 第二六号

1. まえがき
2. 調査の概要
 - 2.1 調査の目的
 - 2.2 調査参加者
 - 2.3 調査日程と調査機関
3. 北欧の歴史と文書館制度の特徴
4. デンマーク
 - 4.1 デンマークの文書館と文書館専門職
 - 4.1.1 文書館制度のあゆみ
 - 4.1.2 文書館制度の現在
 - 4.1.3 アーキビストの教育養成
 - 4.1.4 コンサベーターの教育養成
 - 4.1.5 専門職団体
 - 4.2 デンマーク国立文書館
 - 4.3 デンマーク王立図書館文書史料部門
 - 4.4 国立企業各種団体史料館
 - 4.5 国立南ユトランド広域文書館
 - 4.6 国立北ユトランド広域文書館
 - 4.7 国立シェラン・ローランドーファルスター・ボーンホルム広域文書館
 - 4.8 王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院
5. フィンランド
 - 5.1 フィンランドの文書館と文書館専門職
 - 5.1.1 文書館制度のあゆみ
 - 5.1.2 文書館制度の現在
 - 5.1.3 アーキビストの教育養成
 - 5.1.4 コンサベーターの教育養成
 - 5.1.5 専門職団体
 - 5.2 フィンランド国立文書館
6. スウェーデン
 - 6.1 スウェーデンの文書館と文書館専門職
 - 6.1.1 文書館制度のあゆみ
 - 6.1.2 文書館制度の現在
 - 6.1.3 アーキビストの教育養成
 - 6.1.4 コンサベーターの教育養成
 - 6.1.5 専門職団体
 - 6.2 スウェーデン国立文書館
7. ノルウェー
 - 7.1 ノルウェーの文書館と文書館専門職
 - 7.1.1 文書館制度のあゆみ
 - 7.1.2 文書館制度の現在
 - 7.1.3 アーキビストの教育養成
 - 7.2 ノルウェー国立文書館
8. まとめ
9. 参考資料
 - 9.1 フィンランド文書館法
 - 9.2 デンマーク文書館法

1. まえがき

本稿は、安藤正人を研究代表者とし、坂本勇・水口政次を共同研究者とする「スカンジナビア各国歴史史料保存利用機関における『歴史史料保存専門職』の発生から発展に至る歴史と現状についての共同研究」(平成4年度スカンジナビア・ニッポン ササカワ財団研究助成研究)による現地調査結果の概要をまとめたものである。本研究に対する財団への助成申請は、安藤を申請者とし、国文学研究資料館長の推薦をえて行われ、また交付金は、国文学研究資料館の通例に従い、国庫に組み入れられた上で国文学研究資料館の委任経理金として支出された。そのような事情から、安藤を代表執筆者として『史料館研究紀要』に研究報告を掲載することにしたのであるが、実際の執筆は、安藤のほか、坂本・水口両共同研究者、及び現地調査に同行した上原樹代・水野保両氏も加わり、合計5名で行ったので、そのことをあらかじめ記しておきたい。ただし、最終的な責任は、全体の調整を行った安藤にある。

なお、当初「9. 参考資料」のなかに現地調査で入手した資料のリストを掲載する予定であったが、果たせなかった。また現地調査参加者各自によるレポートがあるが、本報告にはごく一部のみ「8. まとめ」に入れた。

2. 調査の概要

2.1 調査の目的

スカンジナビア諸国の文書館は、ヨーロッパでも古い伝統を持ち、また広域文書館という独特のシステムを發展させるなど、水準の高さと独自性で知られている。アーキビストやコンサーベーターなど文書館専門職の人材養成にも特徴があり、とくにデンマークのコンサーベーター養成は有名である。これまで、スカンジナビア諸国の文書館や文書館専門職に関する情報は、あまり伝えられてなかったが、日本にとって学ぶ点が多いと思われる。

本研究は、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー各国の国立文書館と、デンマーク王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院などの協力を得て、次の4点について現地調査を実施することを主な目的とした。

- (1)文書館及び文書館専門職養成に関する基本文献の調査収集
- (2)文書館等の歴史資料保存機関と専門職養成制度の歴史的発展過程についての調査
- (3)史資料保存政策と法制についての調査
- (4)現行の専門職養成制度及び歴史資料保存政策・法制の問題点についての調査

ただ、調査にあたって私たちが考えたことは、表面的な制度だけではなく、その制度の裏にあるスカンジナビア諸国の人々の国民性や歴史遺産に対する考え方、あるいは哲学といった部分にも十分目を向ける必要があるということであった。そこで、できるだけ多くのアーキビストやコンサーバーターに会い、できるだけ多くの話を聞くように心がけた。

2.2 調査参加者

研究代表者として安藤正人（国文学研究資料館史料館）、共同研究者として坂本勇（東京修復保存センター）と水口政次（東京都公文書館）。他に、協力者として上原樹代（国際協力事業団図書館）と水野保（東京都公文書館）の2名が同行した。

2.3 調査日程と調査機関

調査は1992年10月17日(土)に日本を發ち、10月31日(土)に帰国するまでの2週間。調査を行った機関は次の合計11機関である。

デンマーク（10月17日～23日）

- | | |
|--------|--|
| 10月19日 | 国立南ユトランド広域文書館（オープンロー） |
| | 国立企業各種団体史料館（オーフス） |
| 20日 | 国立北ユトランド広域文書館（ビボー） |
| 21日 | 国立文書館（コペンハーゲン） |
| 22日 | 国立シェラン・ローランドーファルスター・ポーンホルム広域文書館（コペンハーゲン） |
| | 王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院（コペンハーゲン） |

23日 王立図書館修復部門（コペンハーゲン）
 王立図書館文書史料部門（コペンハーゲン）

フィンランド（10月24日～26日）

26日 国立文書館（ヘルシンキ）

スウェーデン（10月27日）

27日 国立文書館（ストックホルム）

ノルウェー（10月28日）

28日 国立文書館（オスロ）

これらの機関の調査記録については、4. 以下に、国別に記す（順序は必ずしも訪問順にしたがっていない）。ただし、デンマーク王立図書館修復部門については省略している。

なお、記述事項のうち、とくに典拠文献を明示していないことがらは、訪問時のインタビュー・メモまたは訪問先機関からいただいたメモ的な資料によっている。ただし、一般的な歴史事実で概説書などを参考にした事項などについては、いちいち典拠文献を記していない場合がある。

3. 北欧の歴史と文書館制度の特徴

北欧諸国に近代的な文書館制度が導入されるのは、ほぼ19世紀と考えるとよいが、それ以前の北欧の歴史の流れを、ごく簡単に年表で見ておこう。¹⁾

1397 デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの三王国、カルマル連合を構成（共通君主デンマーク王エーリック7世、実権マルグレーテ）。

1523 スウェーデン、カルマル連合から独立。

1648 30年戦争終結、スウェーデン「バルト帝国」となる。

1660 デンマークとスウェーデン、「コペンハーゲン条約」締結。デンマーク、フレデリック3世、絶対君主制を確立。

1789 フランス革命

1805 スウェーデン、第3次対仏大同盟戦争に参加。

- 1807 デンマーク、フランスおよびロシアと同盟、スウェーデンと敵対関係に立つ。
- 1808 ロシア、スウェーデン支配下のフィンランド占領。
- 1809 スウェーデンとロシアの条約により、ロシア皇帝を大公とするフィンランド大公国成立。
- 1814 デンマーク、同盟軍とキール講和条約締結。これによりノルウェー、デンマークより独立し、スウェーデンと同君連合を形成。
- 1848 デンマーク、絶対王政崩壊。翌年6月憲法制定。

これ以降については各国の章にゆずるが、いずれにしても、北欧四ヶ国は、互いに深いつながりを持ちながら歴史を歩んできたことがわかる。このことが、文書館制度にも一定の共通点を生み出している。

北欧の文書館制度のひとつの特徴は、他のヨーロッパ諸国にくらべて、伝統的に国との結びつきが強いことである。それをもっともよく示すのが「広域文書館」のシステムである。ここに「広域文書館」という訳語をあてたのは、デンマークで *landsarkivet* (provincial archives)、フィンランドで *landsarkiv* (provincial archives)、スウェーデンで *landsarkivet* (provincial archives)、ノルウェーで *statsarkivet* (regional state archives) と呼ばれているものである。いずれも国の機関で、国立文書館 (*Rigsarkivet*, *Riksarkivet*) の地方分館に近いかたちで国内各地域に置かれ、それぞれ地域内にある地方行政体の文書や、裁判所・警察など国家に属する機関の文書を受け入れている。その数は、デンマークが4館、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーは、いずれも7館ずつである。「地域文書館」と訳してもいいが、日本などでいう地域文書館と混同される恐れがあるので、ここでは「広域文書館」と訳すことにした。

広域文書館の特色は、*amtskommune* (デンマーク)、*län* (スウェーデン) などと呼ばれる地方行政体 (日本で言えばほぼ県レベルにあたると思えばよい) の文書を受け入れているところにある (もっと小さい地方行政体の文書を受け入れる場合もある)。その歴史的背景としては、*amtskommune*、*län* といったものが、もともと、*amtmaend* (デンマーク、ノルウェー)、*landshovdinge* (スウェーデン、フィンランド) などと呼ばれる行政官が王から印爾 (*royal seal*) を受けて王権の執行を行う国家行政

の単位であった、ということがあげられる。また、裁判・警察権についても、同じように国をいくつの地域に分けて、王の任命する司法官をおき、そのほか、関税吏、徴兵吏、保健官、森林監督官などの官吏、さらにはルーテル派国教会僧侶などが、同じく王の印爾を受けて地方で活動した。広域文書館は、これらの、いわば国の地方出先機関の記録を保存するシステムとして成立したと考えられる。²⁾

4. デンマーク³⁾

4.1 デンマークの文書館と文書館専門職

4.1.1 文書館制度のあゆみ

デンマークにおける文書館制度のあゆみを年表風にまとめると、次のようになる。

- 1660 フレデリック 3 世、直属のロイヤル・アーカイブズを設置し、ロイヤル・アーキビストを任命。中世以来の古文書を管理。
- 1720 ロイヤル・アーカイブズ、独立の建物を獲得。
- 1730 ロイヤル・アーカイブズ、研究センターとみなされ、以降ロイヤル・アーキビストに著名な歴史家を起用。
- 1848 デンマーク、絶対王政崩壊。
- 1849 デンマーク、6月憲法制定。国会と新政府組織成立。王国文書館 (The Archives of the Kingdom) を新設し、1751年以降の文書を収蔵（それ以前の文書はロイヤル・アーカイブズが受入）。
- 1889 最初の文書館法制定。Rigsarchivet（国立文書館）設置され、旧来の2文書館は国立文書館に吸収される。同時に、コペンハーゲン、オーデンセ、ビボーの3ヶ所に、広域文書館が設置される。
- 1920 北スレースヴィ地方、ドイツからデンマークに返還。
- 1932 北スレースヴィのオープンローに、第4の広域文書館（南ユトランド広域文書館）が設置される。

4.1.2 文書館制度の現在

デンマークの文書館は、国、地方自治体、民間によって設立されている。

国の文書館

- ①デンマーク国立文書館 (Rigsarkivet) ー主に中央政府の公文書史料を扱う国の中央文書館で、コペンハーゲンにある。今回訪問したので後述。
- ②国立企業各種団体史料館 (Erhvervarkivet) ー全国の民間企業の記録史料を収集している国立機関で、オーフスにある。今回訪問したので後述。
- ③広域文書館 (landsarkivet) ー全国を四つの地域に分け、一つずつ置かれている国立の文書館で、各地域の地方自治体や教会の文書、および裁判所・警察など国家に属する機関の地方出先文書を受け入れているほか、民間団体などの記録史料を収集している。シェラン・ローランドーファルスター・ボーンホルム広域文書館 (コペンハーゲン)、北ユトランド広域文書館 (ビボー)、南ユトランド広域文書館 (オペンロー)、フエン広域文書館 (オーデンセ)、の4館。うち、フエン広域文書館を除く3館については今回訪問したので後述する。
- ④このほか、オーデンセにデンマーク・データ・アーカイブズがある。

地方自治体の文書館

地方自治体には、14のアムツ (amtskommune。ほぼ日本の県に相当する) と、その下の243のディストリクト (distrikt。ほぼ日本の市町村にあたる)、およびアムツと同格の二つの特別市 (コペンハーゲン市とフレデリクスバーグ市) がある。戸籍、直接税の賦課、社会的な補助・救済制度、小学校教育など、市民と行政との間の直接的な接触にかかわる問題は、ほとんどディストリクトにより処理されているとのことである。⁴⁾

アムツには独自の文書館はなく、アムツの公文書史料は原則として国の広域文書館に入る。また243のディストリクトおよび二つの特別市のうち、文書館を持っている自治体は最近までコペンハーゲン市だけであったが (コペンハーゲン市文書館は、ロイヤル・アーカイブズと並んで最も古い17世紀の創立)、地方自治行政の拡大によって自前の文書館を設置すると

ころも増えはじめた。その中には後述の郷土史史料室（館）が発展したものも含まれる。1990年には、地方自治体アーキビスト協会が設立された。現在の会員数は8であるが、さらに増加が期待される（シュラン広域文書館のアーキビストBent Blüdnikow氏によれば、コムーネ・アーカイブズ、すなわち地方自治体文書館は、大きい市を中心に15くらいあるのではないかとのことであった）。

デンマークの地方自治体文書館に関連して触れておく必要があるのが、郷土史史料室（館、lokalhistoriske arkiver）の存在である。郷土史史料室（館）は地域の歴史資料の保存を願う人々によって自発的に生まれたもので、1937年にファボーで初めて設立された。1952年には12機関、1970年には86機関であったが、1970年に実施された地方自治体の統廃合をきっかけに急速に増え、1981年には301となった。1992年現在では、全国に400近い郷土史史料室（館）がある。

郷土史史料室（館）は図書館や博物館に置かれている場合が多く、地方自治体から助成を受ける場合もあるが、たいていは地方の歴史協会が財源を負担してきた。収集史料は、1970年代までは主に地域の協会や団体および個人の写真や文書等の記録史料であった。しかし、最近では郷土史史料室（館）にアーキビストを置いて地方自治体の公文書史料の管理を任せるようになってきているところもあるということであり、こういうところでは郷土史史料室（館）が実質的に自治体文書館に発展していると見られる。そのような点から、デンマークでは、郷土史史料室を、いわば“草の根文書館”あるいは“草の根文書館”の芽として重視している。⁵⁾

その他の文書館

その他、民間の文書館もあるようだが、調査不足なので、ここでは労働運動団体と政党が共同で運営している労働運動図書館文書館（コペンハーゲン）があるということだけに触れておく。

4.1.3 アーキビストの教育養成

国立文書館の新しい“歴史家アーキビスト”養成制度

デンマークにおけるアーキビストの教育養成は、従来、文書館で採用後に現場教育の形で行なわれてきたが、3年前の政府による教育改革のさい、

アーキビストやコンサーバーも大学研究者と同様に学術研究者としての資格を持つべきだということになり、国立文書館による新しい養成制度が導入された。これは、大学で5年間歴史学を専攻し、さらに3年間歴史研究者としての訓練を受けてPh.Dを取得した者の中から、アーキビスト希望者を国立文書館が仮採用し、実務を中心とした2年半の専門教育を行なったのちにアーキビストとして正式採用する、というシステムである。

歴史学の博士号取得者を対象にしているのは、アーキビストは同時に歴史研究者でもあるべきだという考え方にもとづいており、デンマークの国立文書館（広域文書館を含む）のアーキビストは、正式採用後も仕事時間の25%を自己の研究にあてなければならないことになっている。向こうの英語表現では、“歴史家アーキビスト” historical archivistとか“学術スタッフ” scientific staffと呼んでいる。

ただ、新制度による養成は、アーキビストの仕事が単なる研究者と異なり他人相手の仕事であることを理解させ、アーキビストが直面する実務的な諸問題に習熟させることを主眼とし、実務教育を中心に置いている。その方法は次の通りである。

まず最初の1年はコペンハーゲンの国立文書館に所属し、うち5ヵ月間は第一部門（1848年までの古い公文書史料担当部門）、7ヵ月間は第二部門（1848年以降の新しい公文書史料担当部門）で教育を受ける。次の6ヵ月は、全国に四つある国立の広域文書館のどれかに所属して訓練を受ける。履修期間の残り1年は、本人が希望する部局または文書館で実習する。

以上の実務教育と並行し、もちろん理論的な分野の学習も行なうが、これは原則として文献による自習の形をとる。自習科目としては、デンマーク文書館史、ヨーロッパ（とくに北欧）文書館史、デンマーク行政史（中央および地方）、史料管理学、文書館法制、記録媒体保存学、貨幣史、古文書学などがある。このほか、最後に研修成果の口頭発表と25～50ページの修了論文が課せられる。

この新制度は、1992年に最初の修了生2名を出したばかりである。この2名は、ともに南ユトランド広域文書館にアーキビストとして正式採用されている。ただ、私たちが国立文書館を訪問した1992年10月の時点では、現在履修中の学生はいないという話であった。このことからわかるように、国立文書館の新しい養成制度は、当面、四つの広域文書館を含む国立

文書館の“歴史家アーキビスト”の養成を主眼とした、高度で限定された制度であり、数が増えているという地方自治体文書館や既に400近いという郷土史料室（館）のアーキビスト、つまり草の根文書館のアーキビストをどう育てていくかについては、国としてまだはっきりした展望を持っていないように見受けられた。

行政アーキビストの研修

説明によれば、デンマークには“歴史家アーキビスト”のほかに、大学教育を受けていない“行政アーキビスト” administrative archivistがいる。journalと呼ばれる各省の現用文書担当部局の専門スタッフを指していると思われる。彼らについてはとくにきちんとした教育プログラムはなく、せいぜい一週間程度の研修が行なわれるだけである。

アーキビストの現職者研修

全国的な規模でのアーキビストの現職者研修は、国としてとくにやっていない。アーキビスト協会は随時研修会を開いている。アーキビスト協会については後述。

4.1.4 コンサバーターの教育養成

デンマークの文書館で史料の修復保存にあたるコンサバーターの教育養成は、主としてデンマーク王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院で行われている。同学院については、4.8で後述する。

4.1.5 専門職団体

アーキビストの専門職団体としては、次の三つがある。

- ①アーキビスト協会 一事務局はコペンハーゲンのデンマーク国立文書館。会員は、国立文書館のTyge Krogh氏によれば、国立文書館（広域文書館を含む）のアーキビストが約30人のほか、いわゆる行政アーキビストと地方自治体のアーキビストで、計300人くらい（コペンハーゲンのシェラン・ローランドーファルスター・ボーンホルム広域文書館アーキビストのBent Blüdnicow氏によれば、会員は150人くらいで、うちアーキビストは40人ほどという）。

- ②地方自治体アーキビスト協会 -1990年設立。1992年現在、会員数8。
③郷土史料室(館)協会 -厳密にはアーキビストの専門職団体とは言えないかもしれない。会員数およそ400。

4.2 デンマーク国立文書館(コペンハーゲン)

名称と所在地

Rigsarkivet; Rigsdagsgården 9, 1218 KØBENHAVN K

主たる対応者

Karen Hjorth (Overarkivar), Tyge Krogh (arkivar)

沿革と施設

1889年に制定されたデンマーク最初の文書館法によって、国の中央文書館として設置された。それ以前にあった王室文書館(ロイヤル・アーカイブズ)と王国文書館は、これに吸収された。館長は Rigsarkivar と呼ばれる。

国立文書館の建物は、1920年に隣接する王立図書館が移転したあとに引越した。この建物は1665年建築のもので、1720年以降ほとんど改築の手が入っておらず、ヨーロッパで現役の文書館として使われている建築物としては最も古いのではないかとされている。入口や階段などは、かなり狭く、あとで見るフィンランド、スウェーデン、ノルウェー各国の国立文書館と比べると、入りやすいという雰囲気ではなかった。

史料保存庫は、書架延長約10kmと短い、遠隔地に保存庫を持っているとのことであった。

所蔵史料

国立文書館は王室史料とデンマーク中央政府各省庁史料を保存している。所蔵史料の総計は、お話では書架延長にして140km(刊行統計データ⁶⁾)によれば収蔵能力179km、1990年現在の収蔵量は約120kmとなっている。なお史料受入対象組織数は1109組織)。

このほか、四つの国立広域文書館は合計140kmの史料を所蔵している。その内容については、各広域文書館の項で述べる。

職員と組織

職員は、お話によれば75人。内訳は、正職員50人（うちアーキビスト約20人）、非常勤の特別雇用職員25人ということであった（刊行統計データ⁷⁾によれば、1990年現在で学術スタッフ25人、アシスタント・アーキビストおよび事務官46人、ほかに非常勤職員12人となっている）。

組織は、これまでは4部門制をとっていたが、1992年末に見込まれている新文書館法の成立にともない、次のように2部門制に変更する予定だということである。

- (旧) 第1部門 (1848年までの古い公文書史料担当)
- 第2部門 (1848年以降の新しい公文書史料担当)
- 第3部門 (軍史料担当)
- 第4部門 (民間史料担当)



- (新) 第1部門 (公共サービス部門 - 閲覧提供などを担当)
- 第2部門 (史料管理部門 - 政府各省庁との接触、文書の受入、評価などを担当)

主な業務

業務のうち、特徴的なものを選んで記すと、

(1)レコード・マネジメント (記録管理)

デンマークには、アングロサクソンのレコード・マネジメントの概念がないとのことである。原局のファイリング担当者は一般の事務官で、現場でファイリングの研修を受けるが、レコード・マネジメントの専門教育を受ける機会はない。新しい文書館法では原局に対する国立文書館の権限が強化されるので、原局のファイリングの分類システムについて、アーキビストがより強力な助言を行なうことになるだろうという。

原局でのファイリング・システムは各省庁でさまざまであるが、国立文書館は、そのファイルを受け入れた場合、原局での整理を尊重して一切再整理をせず、原局と同じ検索用目録を30年、100年と使用している。これはドイツの公文書管理方式に影響されたものだそうである。

ここ20年ほどの間、EDP (電子情報処理) システムを導入する省庁が増え、文書登録等にコンピュータを利用するケースが多くなった。これらの

文書登録記録は将来の重要な検索手段になるので、各省庁から5年ごとにまとめて磁気テープの形で文書館へ提出させている。この作業は、アーキビストが省庁を五つのグループに分けて担当している。

(2) 評価選択と移管

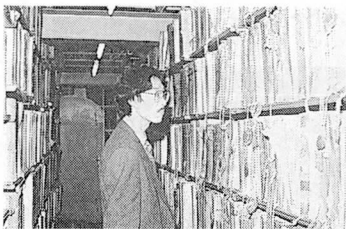
公文書の評価・選択は、国立文書館によって作られるシリーズ単位の保存廃棄分類プランによって行なわれる。このプランは各機関・各省庁に送られ、各機関・各省庁は、これに従い、保存文書については完結30年後に国立文書館に移管し、そうでないものは廃棄する。その際に、各省庁は文書館に対して整理・保存料として代価を払うことがあるそうである。デンマークには、半現用文書を保管する中間保管庫（レコード・センター）のシステムはない。

国立文書館は常に省庁に手紙を出して何か問題がないかを尋ねたり、報告を出させたりしている。また担当アーキビストが、最低5年に1回は各省庁の担当者と接触するので、国立文書館と原局との関係は大変良い。

(3) 利用サービス

閲覧時間は午前9時から午後5時まで。うち5時間は閲覧室にアーキビストが待機していて質問や相談に応じる。利用者は、ほぼ90%が家系調査者である。現在の閲覧室が狭いので、新しい閲覧室を作っている。そこには100～120人収容できる予定である。閲覧室では、原本とマイクロ化資料（アメリカのユタ系図協会が50%マイクロ化したもの）を提供している。

税金記録、犯罪記録など、個人情報の含まれる史料の閲覧は、一般的に80年後に公開されることになっている。外務省記録は、1972年以降の記録について特別な承認が必要である。新しい文書館法は、公文書の30年後公



史料収蔵庫



Karen Hjorth（チーフ・アーキビスト）と調査チーム（左から上原、坂本、水口、安藤、水野）

開をうたっているが、外交交渉記録は80%非公開になり、30年で公開される資料は少ないとのことである。

4.3 デンマーク王立図書館文書史料部門（コペンハーゲン）

□名称と所在地 Det Kongelige Bibliotek, Christians Brygge 8,
DK-1219 KØBENHAVN K

□主たる対応者 Birgitte Possing (Chief Archivist)

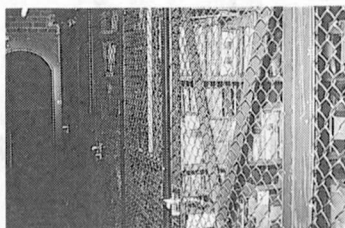
沿革と所蔵史料

ここはマニユスクリプト収蔵施設としてはスカンジナビアで一番の規模を持ち、7世紀からの史料がある。たとえばバイキング・マニユスクリプト、教会史料、アイスランド・フェーロー諸島、インカ、ペルー等の史料である。またアンデルセンなどデンマークに関わる有名人の史料、戦争兵士の記録、30,000通にのぼる手紙、日記類などが保存されている。コレクションの中心は、旧ロイヤル・コレクションと新ロイヤル・コレクション。旧ロイヤル・コレクションは、もともと大学図書館にあったが、1728年に火災にあい、焼け残った史料が移管されたものである。

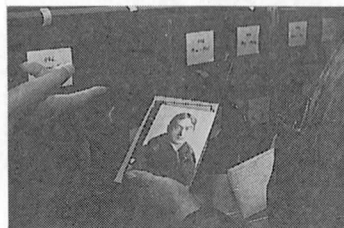
所蔵史料の書架延長は4,700メートル、総点数は6、7万点もしくは8、9万点と言われているが、正確な数は不明である。史料は4.5㎡の特別な箱に入れられており、原爆にも耐えられるという話である。

職員と業務

職員は、チーフ・アーキビストを含む5人の専門スタッフが整理や目録作成を担当している。ほかに目録作成や保存作業を補助する何人かのアシ



史料収蔵庫



写真史料の一部

スタントがいる。現在、目録をコンピュータ入力しており、70箱分が終了した。なお、整理と登録が完了した史料の閲覧は、安全性確保のため特別閲覧室で行っている。また、レファレンスにも応じており、史料のコピーや写真の送付も行っている。

4.4 国立企業各種団体史料館（オーフス）

□名称と所在地 Erhvervsarkivet; Vester Allé 12, 8000 ÅRHUS C

□主たる対応者 Henrik Fode (Arkivar)

沿革と施設

企業各種団体史料館は1942年に民間機関としてオーフスに設置され、1948年から本格的な活動に入った。その後1962年に国立機関になり、現在に至っている。

同館はデンマーク国内の民間会社、企業、団体等の記録史料を収集することを目的としている。大手の企業には自前の文書館を持っているところがあるが、非常に少ないので、国立企業各種団体史料館の役割はなお大きい。

国立企業各種団体史料館の建物は、1902年に図書館として建てられたもので、閲覧室はきわめて重厚な造りである。史料館に転用された後、地下書庫が増築された。地下書庫には手動の集密書架があるが、消火設備はアラーム設備と消火器だけである。

所蔵史料

所蔵史料の総量は、刊行統計データ⁸⁾によれば1990年現在で書架延長約50km。内容については次のとおりである。

(1)企業史料

企業の史料は、16、17世紀のものもあるが、少数であり、1880年以降のものが大部分である。分野としては、貿易、工業、銀行、農業、酪農、酒造などが多くを占める。書庫の見学では、比較的早い時期の銀行記録が注目された。なお、ニューメディアの史料は今のところ収集していない。

(2)経営団体

経営団体の史料としては、農業協会（1709年創設）、商業協会（1742年創設）等の史料がある。なお、労働組合の史料は、コペンハーゲンの労働運動図書館文書館が収集している。

(3) 地方自治体

地方自治体史料として、オーフス市の公文書等を保存している。

職員と業務

スタッフとして、5人のアーキビスト、5人の事務職員、20人の非常勤特別雇用職員がいる（刊行統計データ⁹⁾によれば、1990年現在、学術スタッフ6人、アシスタント・アーキビストおよび事務職員9人、非常勤職員7人）。主な業務は次の通りである。

(1) 史料の収集と保存

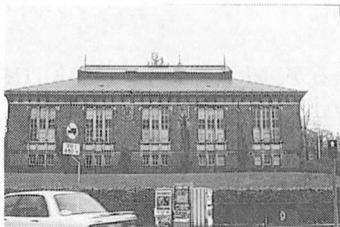
史料の収集は、外部からの情報をもとに、こちらから出て行って調査・収集を行なう。破産した会社の史料を収集に行くこともある。史料の移管は、あくまで所蔵者の自由意志であり、半官半民の団体でも移管させる強制力はない。新文書館法の30年後公開原則も適用されない。寄託も受け入れており、希望があれば返却できることになっている。

(2) 出版

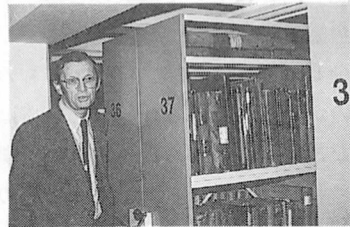
『経営史年鑑』のほか、雑誌を2種類年2回刊行している。なお、1991年に『国立企業各種団体史料館所蔵史料ガイド第1巻』を出版した。また、一般向けの本を刊行することもある。

(3) 利用提供

閲覧時間は8:30~16:00である。閲覧者は年間2,500人くらいで、外国人閲覧者はほとんどいないとのことである。なお、レファレンスや訪問者への対応も重要な業務である。



国立企業各種団体史料館



史料収蔵庫

4.5 国立南ユトランド広域文書館（オープンロー）

- 名称と所在地 Landsarkivet for Sønderjyskellandsdele;
Haderslevvej 45, 6200 ÅBENRÅ
- 主たる対応者 Hans Worsøe (Director)

沿革と施設

南ユトランド地方の北部は北スレースヴィと呼ばれ、1864年から1920年までの56年間ドイツの支配を受けていた。1920年にドイツとの間に新しい国境線が引かれ、北スレースヴィは再びデンマーク領となった。これをうけ、1932年¹⁰⁾にデンマーク第4番目の国立広域文書館として、オープンローに南ユトランド広域文書館が設置された。南ユトランド広域文書館の担当地域は、北スレースヴィにあたる南ユトランド県（アムツ）1県である。

旧来の建物の史料収蔵能力はわずか5kmだったので、1973年に新しい文書館の建物を作って収蔵能力は15kmになった。なお閲覧室は24席である。

所蔵史料

所蔵史料の総量は、書架延長にして約14km。地方自治体史料、教会史料、民間史料のほか、ドイツ支配時代の関連史料を収蔵している。

地方自治体史料には、南ユトランド県（アムツ）およびその下にあるディストリクトの公文書史料がある。教会史料としては、1335年を最古とする出生登録簿などがある。民間史料としては、個人史料が約1,400人分、民間の組織・団体の史料が約500機関分ある。

職員と組織

職員は全部で12人。内訳は、館長（アーキビスト）1人、学術スタッフ（アーキビスト）2人（2人とも、4.1.3で触れた国立文書館の新しい養成課程を修了したばかりの新進アーキビストである）、事務職6人（うちアシスタント・アーキビスト2人）、その他3人である。かつてあった修復・製本部門は予算削減の影響で3年前に閉鎖された。現在、史料の修復は、コペンハーゲンにある広域文書館の修復部に依頼している。

なお、南ユトランド広域文書館には、地方史協会（Institute of Local

History) が置かれており、文書館とは別に写真資料やフォークソングなどの音声記録を収集している。地方史協会は、南ユトランド広域文書館長、国立文書館代表、博物館代表、歴史家など、10人で構成される委員会によって運営されている。

主な業務

(1)自治体公文書史料の移管収集

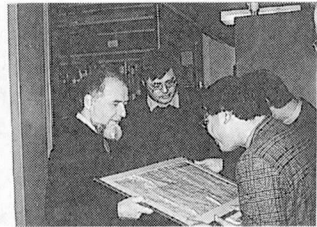
南ユトランド県の公文書史料は、ほぼ100%が南ユトランド広域文書館に移管されている。県内には23のディストリクト(4つのタウンを含む)があるが、ディストリクトの公文書は、独自の文書館を持っているところもあるので、ほぼ60~70%くらいが広域文書館に移管されている。

(2)利用サービス

閲覧者は1991年が年間約4,500人。今年(1992年)はもう少し増えている。閲覧者の内訳は、ほぼ80%がジニオロジストと呼ばれる家系調べの一般利用者、10%が専門研究者、10%が郷土史家である。



国立南ユトランド広域文書館



史料収蔵庫にて

4.6 国立北ユトランド広域文書館(ビボー)

- 名称と所在地 Landsarkivet for Nørrejylland;
L1.Sct.Hansgade 5, 8800 VIBORG
- 主たる対応者 Harry Christensen (Archivar)

沿革と施設

国立北ユトランド広域文書館は、1889年の文書館法によってビボーに設

置された。この広域文書館の管掌地域は、オフィス、ビボー、北ユトランドなど六つの県（アムツ）からなっており、デンマーク総面積の60%、総人口の40%を占めている。四つの広域文書館のなかでは最大の規模である。

文書館の建物は19世紀に建てられたもので、レンガ造りの落ち着いた雰囲気を持っている。史料収蔵庫の収蔵能力は37kmであるが、現在すでに35km分が埋まっているので、あと1年半くらいしかもたない。したがって現在の建物の隣接地に新しい書庫を建てる計画があるということである。

閲覧席は95席。また、小規模ながら独立した修復製本室を持っている。マイクロフィルム撮影室は書庫の一角を利用しており、かなり手狭である。

所蔵史料

所蔵史料の分野は他の広域文書館とほぼ同じであり、地方自治体（アムツ、ディストリクト）、教会、警察などの記録史料が保存されている。一番古い史料は、1600年の教会史料である。

職員と業務

職員構成は、インタビューでは聞き漏らしたので、刊行統計データ¹¹⁾によると、1990年現在で、学術スタッフ（アーキビスト）5人、アシスタント・アーキビストおよび事務職員20人、非常勤職員38人となっている。

当文書館の業務で特徴的なものは以下のとおり。

(1) 地方自治体公文書史料の移管収集

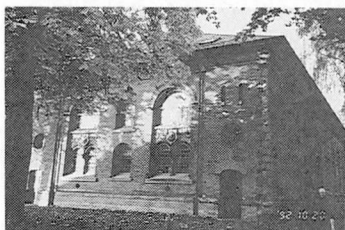
地方自治体の公文書の移管は、広域文書館から各自治体の文書担当部局へ、“Teacher's parcel”と呼ばれる、パッキング・マニュアルや貼付ラベルなど文書移管用品一式をいれたセットを送付し、各自治体がこれによって移管作業を行っている。どのような文書を移管するかを選別の基準は、広域文書館のスタッフが赴いて直接指示する場合もあるが、多くの場合は内務省が作成した通達（ガイドライン）によっている。このガイドラインは広域文書館のアーキビストが提案し、最終的に内務省の判断で作成されたもので、管内のすべての県、市町村に適用されることになっている。

(2) 利用サービス

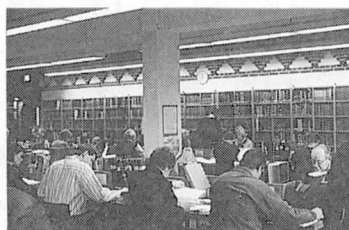
北ユトランド広域文書館は、テレビなどを通じた広報普及活動に力を入れており、いまやデンマークでいちばん人気の高い文書館になっていると

いう話である。毎朝、開館時間前から利用者の行列ができ、閲覧室の95席の椅子は常に満席状態。利用者は、200km離れたところからも通って来るという。

利用者の大半は、やはり家系調べのジニオロジストと呼ばれる人たちで、出納史料の75%は教会の出生（洗礼）登録簿や死亡（埋葬）登録簿などのレジスターである。これらの史料は、出納しやすいように書庫の中でもいちばん閲覧室に近いところに置いているが、原本が傷んでいるためコピーで提供しているものもある。現在、古い教会レジスターのマイクロ複製化を進めており、近く完了する予定である。また、マイクロフィッシュ（MICLE 1200、1枚60コマ）を1枚13クローネ（約260円）で販売している。マイクロフィッシュの販売で、著作権上の問題はとくにないということだが、マイクロフィッシュから複製を作ることは禁じている。



国立北ユトランド広域文書館



閲覧室

4.7 国立シェラン・ローランド-ファルスター・ボーンホルム広域文書館（コペンハーゲン）

□名称と所在地 Landsarkivet for Sjælland, Lolland-Falster og Bornholm; Jagtvej 10, 2200 KØBENHAVN N

□主たる応対者 Bent Blüdniknow (Archivar)

沿革と施設

1889年の文書館法によって、コペンハーゲンに設置された国立広域文書館である。管轄地域は、シェラン島、ローランド-ファルスター島およびボーンホルム島の3島にある六つの県（アムツ）である。なお、コペンハー

ゲン市は県（アムツ）と同格であるが、17世紀創立の文書館を独自に持っているため、当広域文書館の対象外である。

建物は、閲覧室やアーキビストの執務室がある平屋建ての中央棟（中心にジャパニーズ・ガーデンと呼ばれる中庭がある）をはさんで、新旧二つの書庫が建っている。旧書庫は今世紀初めに建てられた古いもので、3層の積層書架が備え付けられている。新書庫は1960年の建築で5階建て。黒く四角い外観から、“コフィン”（棺桶）と呼ばれているそうである。新書庫は24時間空調で、20℃・50%に調整されている。書庫の収蔵能力は、刊行統計データ¹²⁾によれば50kmである。

所蔵史料

他の広域文書館と同じく、地方自治体（アムツ、ディストリクト）や教会の記録史料のほか、裁判所・警察など国の地方機関の文書を所蔵している。文書を受け入れている公的機関の数は1,800にのぼる。また民間史料も所蔵しているが、労働組合関係はコペンハーゲンにある労働運動図書館文書館へ移管される。所蔵史料の総延長は10～12km（刊行統計データ¹³⁾では、1990年現在約31km）である。教会史料の中心は出生登録簿や死亡登録簿で、利用者が多いのでマイクロ化を実施している。

地方自治体史料は17世紀以来のものがよく保存されており、とくに1787年から5年毎に行われた統計調査記録や、1780年の徴兵記録がよく利用される。遺産調書、家屋の売買記録もよく利用される。なおコペンハーゲンは1728年と1795年に大火が起きている。そのため火災後の保険関係の記録が残されており貴重な史料になっている。ほかに学校史料も所蔵している。

職員と業務

職員は15人で、その内4人がアーキビストである（刊行統計データ¹⁴⁾によれば、1990年現在、学術スタッフ4人、アシスタント・アーキビストおよび事務職員19.6人、非常勤職員13人となっている）。アーキビストは歴史研究者であり、仕事時間の27%を歴史研究にあてることになっている。主な業務としては次のようなものがある。

(1) 移管収集

裁判所や警察など国に属する機関の記録は、その地域を管轄する広域文

書館に移管しなければならないことになっており、また地方自治体のうち自前の文書館を持っていないところは、広域文書館に文書を移管するのが原則なので、まずそれらの受け入れが大きな仕事である。地方自治体から受け入れた古い文書は、その自治体に新たに文書館ができた場合でも返還していないということである。

なお、コペンハーゲン市文書館との史料収集上の軋轢はないが、同文書館にある特定の文書群（1840年以前のノルウェー関係史料だったと思う）の返還を進めている。

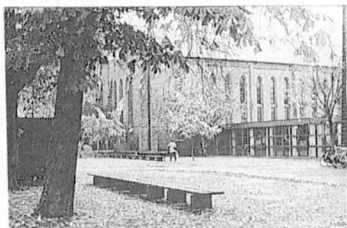
(2)利用サービス

利用者の90%は、家系調査の目的である。歴史研究者の利用は年間せいぜい20人位で、ほとんどは国立文書館の方へ行く。教会記録の出生年月日を、占星術など商業的な目的で利用することもあった。最近はマスコミの利用も多い。

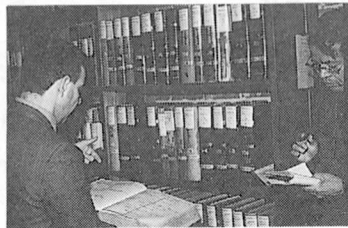
新文書館法は公文書史料の30年後公開原則を定めているが、例外規定も多い。学校記録は50年、また警察記録や裁判記録は、売春婦記録や囚人の顔写真などプライバシーに関わる個人情報が含まれるので、一般に80年後に公開されることになっており、当館でも当然それに従っていく、ということである。

(3)広報・普及

シェラン・ローランドーファルスター・ボーンホルム広域文書館は、文書館は社会から隔離した存在であってはならないという考えから、広報普及活動に力を入れている。とくに歴史雑誌 *SIDEN SAXO* を年4回、毎号5,000部発行しており、若い世代を含む3,000人の定期講読者を持っているとのことである。



シェラン・ローランドーファルスター・ボーンホルム広域文書館



史料収蔵庫

4.8 王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院 (コペンハーゲン)

□名称と所在地

Det Kgl. Danske Kunstakademi, Konservatorskolen;
Espanades 34, DK-1263 KØBENHAVN K

□主たる応対者 Hans Peder Pedersen (Director)

沿革

王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院は、北欧初の、コンサベーター養成を行う大学レベルの高等教育機関として、1973年に設立された。その経緯は次の通りである。

1966年11月に発生したイタリア・フィレンツェの大洪水によって、美術品や数百万冊の書籍、文書など、貴重な文化遺産が、汚泥につかるなど深刻な被害をこうむった。これに対し、デンマークを含む国際的な復旧・救助活動がなされたが、デンマークでは、その経験を通じ、それまでのような徒弟制による修復技術者養成では十分に対処できないことを感じ、より科学的な知識と最新の技術を持った専門家を養成する必要性が論議されるにいたった。そして、文化大臣によって、博物館、美術館、図書館、文書館のいずれにも対応できる専門修復保存技術者（コンサベーター）の養成機関設立の必要性について諮問がなされ、1969年にそれに対する答申が出された。これに基づき検討が加えられ、1973年に北欧各国の連携のもとで北欧唯一の国立コンサベーター養成機関として、本学院がスタートした。現在は、北欧各国にコンサベーター養成機関が設立されているので、この学校で学ぶ学生は、大半がデンマーク国籍となっている。

コース

学院には四つの専門学科があるが、訪問時点では次の3学科から成っていた。

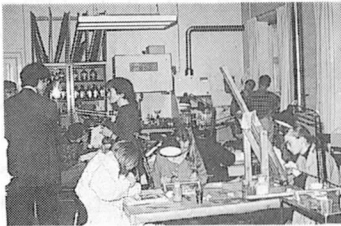
- (1)芸術学科（油絵作品などを扱う）
- (2)歴史的・文化財学科（歴史的、考古的な文化財を扱う）
- (3)グラフィック学科（文書館、図書館などの紙資料を扱う）

コースは、3年間の基礎コースを修了すると「コンサベーター・テクニ

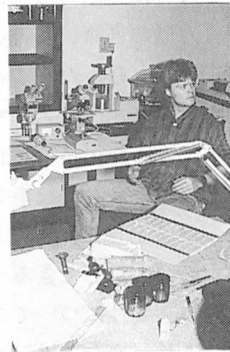
シヤン」のディプロマが与えられ、さらに2年間の上級コースを修了した時点で「コンサバーター」の資格が授与される。

学習内容は、修復保存の理念、環境管理と予防措置、素材の科学的分析法、劣化損傷資料の診断技法、化学的な処置法、各種の修復保存技術、記録作成法などで、理論と実技双方の科目が組まれている。詳細については、ハンス・ペダー・ペダーセン著、日本図書館協会資料保存研究会訳『デンマークにおける資料保存—その歴史と教育プログラム』（シリーズ「本を残す」②、日本図書館協会、1989年）が刊行されているので、それに譲る。

なお学生数は、訪問時では、隔年に20名ほどの学生を選考し入学させていた。しかし隔年入学では卒業後の求職が難くなる状況から、3年周期の入学形態に移行していくとのことであった。



修復実習風景



5. フィンランド

5.1 フィンランドの文書館と文書館専門職

5.1.1 文書館制度の歩み

フィンランドは、1808年まではスウェーデン王国の支配下に置かれ、ストックホルムに中央行政庁があった。1808年にスウェーデンとロシア帝国の間に戦争があり、その結果、フィンランドはロシア帝国に占領された。しかしフィンランドはロシア帝国への併合をまぬがれ、翌年大公国となり、独自の行政庁が置かれた。首都ははじめオボーに置かれ、1819年にヘルシンキに移った。1808年の戦争ののち締結されたスウェーデン・ロシア帝国平和条約で、スウェーデンからフィンランド関係記録がフィンランドに引

き渡されることになり、翌年実施された。

文書館に関する動きは次のようである。

- 1810 政府機関の一部署として中央文書館が設置された。
- 1869 独立した国立文書館 (Finlands Statarkiv) が設立された。
- 1890 国立文書館の新しい建物が完成した。
- 1917 ロシア革命によってソビエト政権が誕生し、フィンランドは独立を果たした。
- 1927 広域文書館が設置された。
- 1939 最初の文書館法が制定され、中央文書館行政庁および研究機関としての国立文書館の位置付けが確立した。それ以来、国立文書館を Riksarkivet、国立文書館長を Riksarkivar と称するようになった。
- 1981 現行の文書館法が制定される (1983年施行)。

5.1.2 文書館制度の現在

フィンランドには、国立文書館、軍事文書館、外交文書館、議会文書館など多くの国の文書館があり、さらに Joensuu、Jyväskylä、S:t Michel、Tavastehus、Uleåborgs、Vasa、Åbo の 7 都市に国立広域文書館が置かれている。また、ヘルシンキ市文書館ほか、五つの市や町に文書館があるということである。

現在、新しい文書館法案が審議されており、今年 (1992年) の内には制定される予定である (「9. 参考資料」参照)。新文書館法は、変化する情勢に対応するため、国立文書館の業務や機能について定めるとともに、各省庁や地方自治体の史料・記録管理についても規定している。加えて、民間の史料についても言及している。また、法の対象となる範囲も、大統領府を加えるなど従来より広がっている。さらに、史料・記録管理の範囲や目標を明確にし、記録作成者に対してこの目的を実現するため、史料・記録管理の合理化、組織化を求めている。行政庁における史料・記録管理の細かな規定や文書館の監督権は、大幅に減少している。

5.1.3 アーキビストの教育養成¹⁵⁾

フィンランドは小国なので、アーキビストの教育養成は、これまで基本

的にヘルシンキの国立文書館と地方にある国立広域文書館が行ってきた。また、アーキビストとレコード・マネージャー（記録管理者）の教育が伝統的に結びついているのも、フィンランドの特徴である。

教育コースは、主として、(1)初級基礎コース、(2)中級試験コース、(3)上級試験コースの三つに分かれている。

(1)初級基礎コース

1969年に国立文書館と国立広域文書館が始めた初級基礎コースは、5日間の日程で、およそ30科目の講義からなり、これを修了すると中級試験コースに進むことができる。1986年から1990年までの5年間の初級基礎コースの参加者は、一年平均338人であった。

今日では「行政促進庁」「シティ・インスティテュート」「自治体研修所」の3機関が主催しているコースも、記録保存に関する試験の一部として認められている。「行政促進庁」のコースには、年間50人から75人くらい、「シティ・インスティテュート」と「自治体研修所」が主催するコースには、年間100人ほどの参加者がある。これらのコースで研修を担当しているのは主として公共文書館の職員で、1976年には合わせて376の講義のうち約40%、1990年には合わせて750の講義のうちほぼ半分を公共文書館職員が担当した。

最近では、一般省庁や政府機関が、管下の職員のために数日間程度の記録保存に関する研修会を催すことも多くなってきた。

(2)中級試験コース

国立文書館が主催する中級試験の受験資格は、上級中学卒業（日本の高卒にあたる？）以上である。4科目の筆記試験（フィンランドの行政、文書館法制・文書館管理、史料・記録管理、記録の修復）と、6カ月の実務研修（各自のオフィスで5カ月、国または地方自治体の公共文書館で1カ月）、および7～10ページの小論文が課せられる。このコースは、行政体の各部局で、史料・記録管理に関わる仕事に従事する専門的職員向けである。

なお中級試験のひとつとして、企業アーキビスト試験コースがある。受験資格は総合学校卒業以上で、履修期間は2年である。

(3)上級試験コース

国立文書館の上級試験コース（学術アーキビスト・コース）の受験資格

は、国立文書館中級試験に合格している者または修士号取得者。7科目の筆記試験（行政史、文書館学理論、文書館法制と文書館史、フィンランド文書館論、整理および目録編成論、記録管理論、評価・処置・機械可読記録論）と、1年半の実務研修（うち1年は各自のオフィスで、半年は公共文書館で。ただし公共文書館での半年の実習のうち3カ月は国立文書館で）、さらに50～100ページの論文が課せられる。このコースは、管理的立場にたつ上級アーキビストの養成を意図したものといえる。

なお、以上の国立文書館と広域文書館による教育養成コースのほかにも、ビジネス・アーキビスト協会や二つの商業学校によるコースがある。また、県や市でも研修コースを開設しているところがある。

ちなみに、以上のうち主なコースの修了者数は次表の通りである。

	国立文書館コース		ビジネス・アーキ ビスト協会コース	St.Michel 職業学校コース
	上級試験	中級試験		
1936-1964	52			
1965-1968	4			
1969-1978	25	144		
1979-1985	8	360		
1986-1990	10	387	36	82
1991	(3)	(57)		
合計(91年を除く)	99	891		

フィンランドでは、1989年6月に、国立文書館とトゥルク大学の間で、高度なアーキビスト養成について合意がなされた。この合意により、国立文書館の上級試験コースをさらに発展させた内容の新しい養成プログラムが作成された。実施にあたっては、国立文書館、国立広域文書館、トゥルク大学のさまざまな学部、トゥルクの他の大学など、幅広い協力体制がとられた。期間は2年間で、大学院レベルの高等教育として行われている。科目は、記録・史料管理の原則と目的、記録・情報の制御、記録・史料管理の計画作成と組織化、文書館機能、情報提供などで、筆記試験、論文、実習が課せられる。

なお、資料によれば、1976年には記録・史料管理のトレーニングを受けた職員がいる機関は、国の機関のおよそ10%、地方自治体のおよそ30%であった。1990年には、国の機関で3分の2、地方自治体で74%に増えた。これらの職員は必ずしも記録・史料管理専門の職員ではないが、フルタイムのアーキビストの比率も増えている。

ただトレーニング事情は、一般に中央省庁がいちばん良いようで、中央省庁にはすべて専門的訓練を受けたアーキビストがいるということである。これに対し、地方の場合、記録保存の仕事を担当している職員のなかで何らかの専門的コースを終えた者は、せいぜい4分の1から3分の1である。国立の研究機関や大学も、まあまあいい状況にあり、前者では全体の81%、後者では87%に訓練を受けたアーキビストが配置されている。

5.1.4 コンサバーターの教育養成

フィンランドにおけるコンサバーターの養成は、従来は現場研修が中心だった。また一部は、デンマークの王立芸術アカデミー文化財修復保存技術学院に頼っていた。

しかし、フィンランドでも4、5年前から独自のコンサバーター養成プログラムがスタートした。工芸コンサバーター、美術コンサバーター、ペーパー・コンサバーターなど、あらゆる分野のコンサバーターの養成を目的にした総合的なもので、職業学校に設けられ、高等学校または総合学校卒業以上の者であれば入学できる。期間は3年間で、6カ月の実習がある。

科目は、語学、文化史、化学、保存修復の歴史と理論、博物館学、保存修復方法論、ドキュメンテーション・コンサベーションなどで、修了論文にパスするとディプロマが授与される。学生数は、ペーパー・コンサベーションのコースに限っていうと、最近8年間で約40人であった。なお、イタリアなど他国でトレーニングを受ける人もいるということである。

5.1.5 専門職団体

アーキビスト協会には、(1)国及び国立広域文書館のアーキビスト、(2)ビジネス・アーキビスト、(3)地方自治体アーキビスト、の3団体がある。これらに参加しているアーキビストの数は、正確にはわからないが、全体で800人ほどであろうという。ちなみに、数年前にトゥルクで開催されたフィ

ンランド・アーキビストの全国会議には、組織委員会によれば400人の参加があったという。

5.2 フィンランド国立文書館（ヘルシンキ）

- 名称と所在地 Riksarkivet; Rauhankatu 17, HELSINKI
- 主たる応対者 Pirokko Rastas (Councilor of archives)
Raimo Pohjola (Senior inspecting officer)

沿革と施設

フィンランド国立文書館の沿革は次の通り。

1809年 ヘルシンキの帝国元老院文書館が、フィンランドの中央文書館となった。

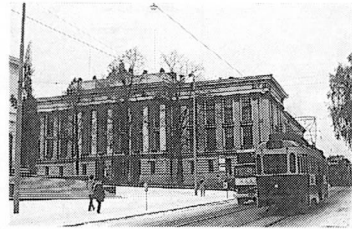
1859年 元老院文書館が研究者に公開された。

1869年 フィンランド国立文書館という名称になった。

1927年 国立広域文書館が設置された。

1939年 最初の文書館法が制定された。

1981年 新しい文書館法制定。1983年に施行される。



フィンランド国立文書館

次に、現在の文書館の施設は、最初1890年に建設され、ネオ・ルネッサンス様式、書架延長11kmであった。1920年に新館が建設されて書架延長は7km増加し、さらに1972年の増築で、書架延長（史料収蔵能力）は51kmに延びた。

閲覧室は二つあって112の席がある。またマイクロフィルム・リーダー専用の席が25ある。さらに、70人が座れる講座室と、喫茶室もある。

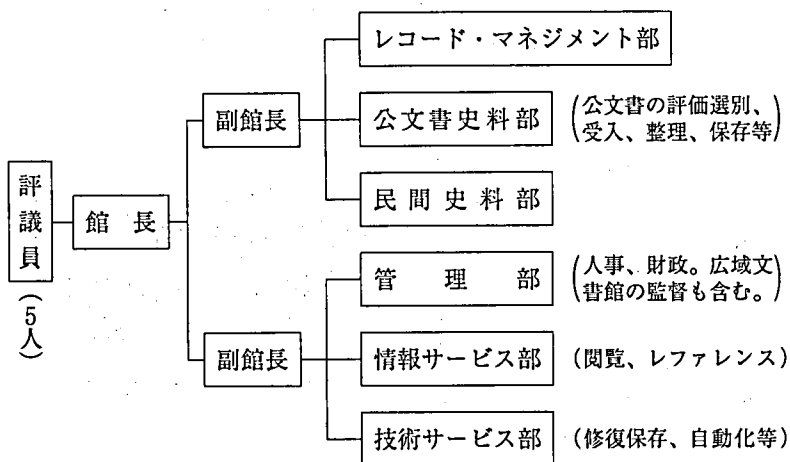
所蔵史料

所蔵史料の書架延長は37kmで、中世から現代の記録まで保存している。最も古いのは、1316年の書簡であり、最も古いシリーズは1537年から始まっ

ている。行政公文書記録のほか、軍事記録、裁判記録、元老院記録、教会記録等がある。

職員と組織

国立文書館の組織は次のようになっている（1992年4月1日現在）。



評議会 (Board) は館長を含む 5 人。国立文書館の職員数は合計 83 人で、うち 30 人が学術アーキビストである (刊行統計データ¹⁶⁾ によれば、1990 年現在、学術アーキビストが 38 人、アシスタント・アーキビストおよび事務職員が 45 人、非常勤職員が 8 人となっている)。各部への人員配置は、同じ人が複数のセクションの仕事をしている場合があるので、はっきり言えないが、レコード・マネジメント部が 3 人、公文書史料部が 10 人から 15 人、民間史料部が 6 人、管理部は多数、情報サービス部が 6 人、技術サービス部が 7 人ほど、ということであった。

主な業務

(1)レコード・マネジメント (記録管理)

各省庁は、国立文書館レコード・マネジメント部の指導のもとで、記録管理業務を行っている。フィンランドは、アメリカ的な国立文書館管下のレコード・センターを持っていないが、各省庁が完結後 50 年間保存してお

く場所がある。これをレコード・センターといっている。省庁の文書保存年限を決定するのは国立文書館である。

(2)公文書史料の移管

各省庁から国立文書館への永久保存文書の移管は、早ければ完結10年後、最長でも50年後には移管しなければならないことになっている。平均すると、25年から30年後には来るということである。ちなみに国立文書館の調査によれば、1990年12月31日現在で国立文書館（広域文書館を含む）が所蔵する公文書史料は、過去400年間分で総延長76kmであるのに対し、各省庁が手元に置いている永久保存すべき文書は過去50年分で合計145kmに及ぶという（永久保存すべき文書以外のものを含む各省庁の保存文書の総計475kmの30%にあたる）。

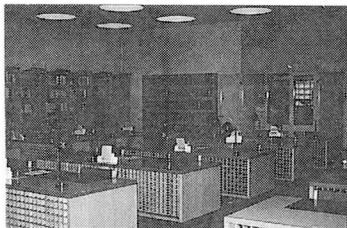
1977年に文書館委員会（The Archival Committee）は永久保存文書を発生文書全体の20%に押さえるよう勧告し、現在その水準はほぼ達成されているが、国立文書館の話では、これを漸次10%くらいに減らし最終的には7%台にもっていきたいとのことであった。

(3)利用サービス

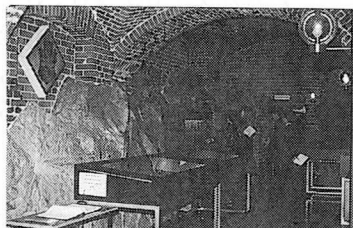
公文書公開法（Act on the publicity of public records）により、各省庁の文書は、原則的に作成と同時に一般に公開される。ただし例外として、(1)個人情報はその個人の死後25年間または作成後50年間、また特に秘密性の高いものは100年間非公開、(2)秘密指定文書は原則として25年間非公開、(3)外交文書は50年間非公開（これは近く30年になるらしい）、という規定がある。国立文書館所蔵史料の公開も、これに従っている。

その他

1993年施行予定の新しい文書館法（「9. 参考資料」参照）は、従来の方



目録室



地下展示室

法を近代化して文書館に多くの権限を付与することを目的としている。従来から各省庁は文書を良く保存している。新文書館法では、各省庁に新しく永久保存価値の基準を提示することになっている。

6. スウェーデン¹⁷⁾

6.1 スウェーデンの文書館と文書館専門職

6.1.1 文書館制度の歩み

スウェーデンの文書館制度の歩みを年表にまとめると次のようである。

- 1618 スカンジナビアで最初の文書館が設置される。これは行政改革の結果、中央政府機関が再編成され、それに伴い、国王の古い記録や政府の史料を保存する権限が与えられた部局すなわち文書館が設置されたものである。この文書館は記録や史料ばかりでなく、政府の刊行物の印刷や発行の権限も与えられた。建物は、大法官庁と共有のものであった。
- 1766 プレス自由法が制定され、公的記録に対するアクセス権が認められる。
- 1829 文書館長の名称がRiksarkivarと呼ばれる。
- 1840 中央政府機関の再編成が行われ、省庁数が増える。国立文書館は、すべての省庁から義務的に記録の移管を受けていた。しかし、独自の文書館を持つ機関もあった。
- 1845 文書館が独立した建物に移る。
- 1878 文書館の所管が大法官庁から公共教育庁になる。これにより文書館は、独立した研究機関と位置づけられる。文書館長に著名な歴史学者が指名される事になる。
- 1899 最初の広域文書館が設置される。
- 1900 公的記録の文書館への移管を義務づけた法令が制定される。
- 1920 国立文書館は、すべての省庁に記録の移管を義務づけた。
- 1968 国立文書館新館竣工。

6.1.2 文書館制度の現在

現在の文書館数は、国レベルでは、国立文書館1館、広域文書館7館(Uppsala, Vadstena, Visby, Lund, Göteborg, Härnösand, Östersund)、軍事文書館1館がある。国立文書館と広域文書館は教育省に、軍事文書館は国防省に属している。ほかに、ストックホルム市文書館とマルモ市文書館が、広域文書館的な役割を果たしている。

政府の大きな省庁には、たいていアーキビストがおり、地方の出先機関の記録史料管理についても調整役を果たしている。

地方レベルでは、23州(レン)ごとに、および284市町村(コミュニオン)ごとに、それぞれの文書館が設置されており、その大半にプロフェッショナル・アーキビストが配置されている。

民間史料は、寄贈、寄託、購入などを通じて公共文書館に入る場合もあるが、いくつかの大きな団体(政治団体、専門職団体、経済団体、宗教団体など)は、独自の文書館を設置している。企業文書館も数は多くないが存在しており、増加する傾向にある。個人文書の保存方法はいろいろだが、一般的には、政治家、公務員などの文書は文書館で、作家、音楽家、画家などの文書は図書館か博物館で受け入れている。

6.1.3 アーキビストの教育養成

アーキビストの教育と養成は1973年にストックホルム大学でスタートした。現在、このコースは合計40週間(20週間×2)で、スウェーデンのアーキビストの大半は、これを修了している。1977年以前は、国の文書館の上級アーキビストになるためには、博士号を必要とした。現在、学生数は1学年約30人ほどである。

ストックホルム大学のほかにも、2大学に20週間の短期プログラムがある。また大学のコース以外にも、さまざまな機関・組織で記録管理に携わる人々を対象にしたコースが、各種準備されている。ただ、これらのコースを受講しただけではアーキビストとはみなされない。

6.1.4 コンサベーターの教育養成

コンサベーターの養成機関は次のとおりである。

一つは、ゴッデムバーグにあるゴッデムバーグ大学コンサバーター学部である。もう一つは、キルナ(ストックホルムから飛行機で1時間半のところ)にあり鉱山の地である)にある保存修復学校である。この学校は、国が出資する財団によって1986年に開校した。定員は3名であり、文化省、保存修復研究所、キルナ大学、キルナ県、ノウボッター郡から支援を受けている。なお運営費は、主に文化省、県、郡が負担している。受講生は主に国立文書館、王立図書館の職員である。

6.1.5 専門職団体

スウェーデンにおけるアーキビストの専門職団体には、次のようなものがある。

- ・アーキビスト協会 — この協会は、所属や教育レベルに関係なく、すべてのアーキビストに開かれている。
- ・産業部門アーキビスト協会
- ・大衆運動アーキビスト協会
- ・国立機関アーキビスト協会
- ・地方自治体アーキビスト協会

6.2 スウェーデン国立文書館

- 名称と所在地 Riksarkivet, Fyverkarbacken 13-17 Stockholm
- 主たる対応者 Erik Norberg(Director General),
Bodil Ulate-Segura (Senior Archivist)

沿革と施設

沿革については、「6.1.1 文書館制度の歩み」に記したとおりで、現在の地に新館が開館したのは、1968年である。

この文書館の特色は、あとで紹介するノルウェー国立文書館



スウェーデン国立文書館

と同じく、地下の史料収蔵庫にある。これは、地下12m~32mの岩盤をくりぬいて作った原爆にも耐えられるというきわめて頑丈な収蔵庫で、現在

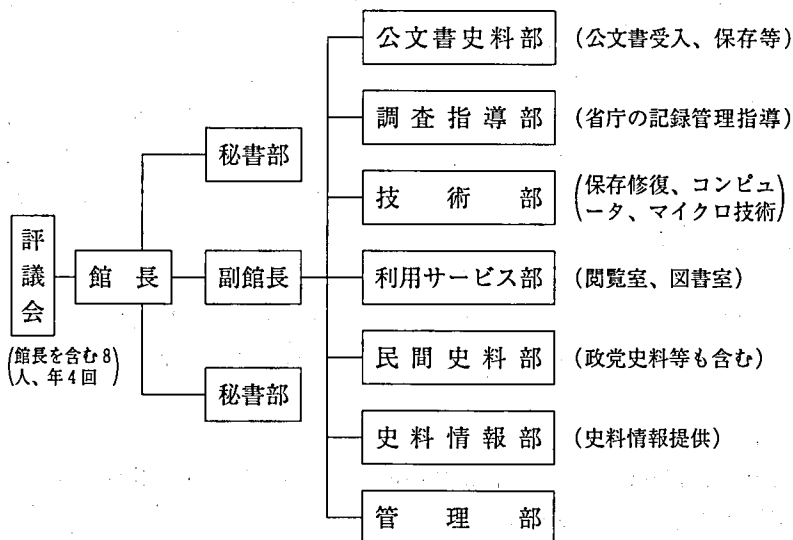
5棟あり、トンネルで結ばれている。各棟は、それぞれ高さ20m、幅16.5m、長さ125mで6層構造。書架延長は合計90kmである。紙史料を置いてある収蔵庫内は、湿度50%、温度18℃に保たれている。

所蔵史料

資料¹⁸⁾によれば、ストックホルムの国立文書館の所蔵史料の量は、文書が書架延長115km、磁気テープが^{20,000}本、マイクロ・フィルム、ビデオ・テープ、録音テープが合わせて100,000本である。

職員と組織

国立文書館の組織は次のとおり（1992年7月1日現在）。



七つの部のうち、管理部と史料情報部を除く5部の長はアーキビストである。各部の職員数は、調査指導部が17人、技術部が25人。ほかの部は訪問時には聞き漏らした（刊行統計データ¹⁹⁾によれば、1990年現在の全体の職員数は、学術スタッフ＝アーキビストが64人、アシスタント・アーキビストおよび事務職員が69人、非常勤職員が10人である）。

主な業務

(1)省庁の記録管理指導

調査指導部は、375の省庁各部局に対し、記録管理の監督及び助言を行っている。とくに、業務のコンピュータ化に伴い、情報へのアクセスの促進と非公開情報の保護とのかねあいが難しくなっている。スウェーデンには、情報公開に関しては報道自由法、プライバシーに関してはデータ法がありデータ調査委員会が管掌しているが、いずれにせよ、きめ細かい情報を検索できる手段が必要であり、各省庁に対して、業務記録の作成や各種記録の保存を指導している。この指導は、国立文書館のアーキビストがそれぞれ省庁を分担して行っている。

(2)公文書史料の受入

各省庁が国立文書館へ公文書を移管する際には費用を払う。省庁では文書の廃棄処分ができず、国立文書館、議会のみが廃棄権限を持っている。現在、国立文書館では受入量が過重になったため各省庁からの文書の移管を止めており、廃止又は統合された部局の文書に限って移管を受けているとのことである。スウェーデンには、いわゆる中間保管庫（レコード・センター）のシステムがないので、各省庁の文書は、現在のところ各省庁が保管していると思われる。

なお、国の経済停滞の影響で、電話・通信、電力、鉄道等の国有会社が民有化される予定である。民有化されると、その後それらの文書が一切入ってこないことが考えられる。なお、教会台帳は国立広域文書館へ移管される。

(3)国立広域文書館との連絡

国立文書館は、年に4回広域文書館へ行って指導・意見交換等を行う。

(4)保存修復その他の技術開発と実施

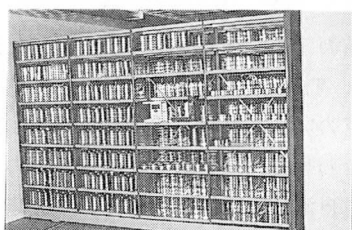
技術部は、コンピュータ、マイクロフィルム、コンサベーション、地図、写真、印章、などの部門に分かれて、保存修復その他の技術開発と実施を担当している。コンサベーターは計7人で、製本担当2名、コンサベーター補3名、印章コンサベーター1名、上級コンサベーター1名である。

コンサベーターが扱う対象資料は、登録台帳類、地図類、一般書類であり、素材は、紙のほか、羊皮紙、皮革、蠟（印章）などである。仕事の大部分は国立文書館の所蔵史料に関わるが、一部、他の文書館や私的なコレ

クシヨンの史料も扱っている。

業務の中身としては、一般的な修復のほか、修復計画の作成、助言、教育養成等も行っている。修復保存専門家としての助言活動は、国立文書館内はもとより、国の技術開発計画、国際標準化機構（ISO）との関連業務にも及んでいる。このうち国の技術開発計画に関連するものとして、紙の保存修復のための技術開発計画が、国立文書館、王立図書館、国立国土調査所、文化省によって、1986年にスタートした。この計画は、ヨーロッパ（保存修復）計画と連携して実施された。

以上のほか、STFI（スウェーデン パルプ・ペーパー調査研究所）やゴッデムバーク工科大学など、専門研究所との共同研究も行っている。



地下マイクロフィルム収蔵庫



閲覧室

7. ノルウェー

7.1 ノルウェーの文書館と文書館専門職

7.1.1 文書館制度の歩み²⁰⁾

ノルウェーの文書館の歩みの概略は以下のような年表にまとめられる。

- 1814 ノルウェー、デンマークから独立しスウェーデンと同君連合を形成。
- 1840 中央政府のアーカイブズ部門の長、この年より Riksarkivar と呼ばれる。
- 1846 財務省のもとに置かれていたアーカイブズ部門、宗教省の管轄に移され、以後次第に独立機関として成長する。
- 1850 Trondheim に北部ノルウェー担当の広域文書館が置かれる。

- 1875 中央政府のアーカイブズ部門、正式に国立文書館 (Riksarkivet) となる。
- 1885 ベルゲンに西部ノルウェー担当の広域文書館が置かれる。南部および東部ノルウェーについては、国立文書館が広域文書館の機能を代行。
- 1905 ノルウェー、スウェーデンとの同君連合解消を宣言、独自の国王を選出。
- 第一次大戦中および戦後、南部ノルウェーに広域文書館が成立（複数）。

7.1.2 文書館制度の現在

ノルウェーには、オスロの国立文書館のほか、Bergen、Hamar、Kris-tiansand、Oslo、Stavanger、Tromsø、Trondheimの7都市に国立広域文書館がある。コングルベルグに八つ目の広域文書館を設置準備中である。国の文書館の職員数は、広域文書館を合わせて158人で、うちオスロの国立文書館が75人である。このほかに地方自治体文書館がある。非中央集権的システムではあるが、国立文書館が指導権をもっているとのことである。

7.1.3 アーキビストの教育養成

1991年まで、ノルウェーには、アーキビスト教育のための開かれた学術コースはなかった。国立文書館の中で短期の研修などは行われていたが、アーキビストは通常歴史家としての訓練を受けた者になっており、アーキビストの専門教育を受けていたわけではなかった。しかし1991年以降、次の2種類の新しい教育課程が始まった。

アーカイバル・アカデミー

国立文書館が中心になり、民間の協力を得て1991年から開始した、非大学レベルの自由な研修コースである。民間団体であるノルウェー・アーカイブズ・カウンシルが独立採算で運営する形をとっており、受講料は全額受講生負担である（たいていは雇用者が払っている）。カウンシルは国立文書館長を含む4人が理事会を構成し、カリキュラムの編成などは国立文書館の4人のアーキビストからなる専門委員会が責任をおっている。講師

も国立文書館のアーキビストである。

コースは半年のセミ・フルタイムコース。うち5週間は集中講義がある。5週目に筆記試験が課せられ、10単位を取得しなければならない。科目は記録管理（レコード・マネジメント）に重点を置いており、次のような内容である。

- ①記録の作成と組織化（電算処理の問題を含む。以下、各項目とも同じ）
- ②記録の評価
- ③法律と規則（たとえば情報アクセスの問題など）
- ④情報媒体とコンサベーション

このアカデミーは受講資格はとくに問わないが、大学レベルでないのでいろいろ問題もあるということだった（具体的にはわからなかった）。1991年11月に始まった第1次グループ、1992年10月に始まった第2次グループともに、いずれも受講生は40人で、記録管理や文書館の仕事の経験のある者が多い。

オスロ大学

1992年8月にオスロ大学歴史学部に文書館学コースが付設された。アーキビストを目指す学生だけでなく、歴史学や他の情報関連科学専攻の学生もこのコースの科目を取れるようになっている。講師は主として国立文書館から派遣される。

コースは1年で第1期（10単位）と第2期（10単位）に分かれ、第1期は文書館学に、第2期は記録管理に重点を置くことになっている。学生は第1期だけ取ることも可能である。

第1期は週12時間で11週間。「一般理論」「記録史料管理」「古い時代ににおける行政史」を柱に次のようなテーマを取り上げる。

文書館学の一般理論、情報管理と情報システム、記録史料の管理と整理、アクセスとプライバシーに関するルール、記録史料の出版、行政理論、1945年までの行政史、ノルウェーの記録史料、歴史資料の利用
この間、学生には約2,000ページの文献講読（ノルウェー語文献およびアメリカなどの海外文献）、2週間の国立文書館での実習（レポート提出の義務がある）、および8時間の筆記試験が課せられる。

なお今年8月にスタートした最初のグループは20人である。

第2期は1993年1月にスタートする予定で、週10時間、計12週間となる。カリキュラムの柱は「理論の適用」「行政及び民間における記録管理」「現代行政史」「現代の記録メディア」である。テーマとしては次のようなものを教える予定。

行政における情報管理、記録管理、評価と廃棄、分類理論とシステム、行政法、記録管理におけるアクセスとプライバシー、1945年以降の行政及び民間組織史、記録史料媒体

第2期では、約2,000ページの文献講読(ノルウェー語文献およびアメリカなどの海外文献)、2週間の政府機関での実習とレポート提出、および5時間の筆記試験と30分から60分の口頭試問が課せられる。

将来は、国の文書館に勤めるアーキビストは、このオスロ大学のコースを修了しなければならないようにしたい、とのことである。

7.2 ノルウェー国立文書館(オスロ)²¹⁾

□名称と所在地 Riksarkivet; Folke Bernadottes vei 21, OSLO 8

□主たる対応者 Tor Breivik (Head Archivist)

沿革と施設

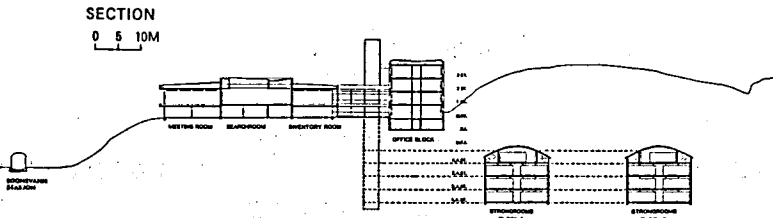
ノルウェーの政府公文書は、1866年までは現在のオスロ中心にあった Akershusの古城に置かれていたが、1866年に議会の建物に移された。中央政府のアーカイブズ部門が正式に国立文書館となったのは1875年である。その後、1914年に議会の建物から独立の建物(もとノルウェー銀行)に移転した。国立文書館は、1981年までは教育宗教省の管轄であったが、同年から文化科学省に移った。

第二次大戦後間もない頃から、新しい国立文書館の建築が計画され、1958年に設置された委員会によって建築計画が固められた。

オスロの中心部から直線距離で6 km離れた郊外の山の中に、新しい国立文書館が竣工したのは1978年である。山の中に作ったのは、戦争や大気汚染の害を避けるためと、景観保全のためだという。とりわけ特徴的なのは、スウェーデン国立文書館と同じく、地下の岩盤をくりぬいて作った極めて堅牢な史料収蔵庫である。

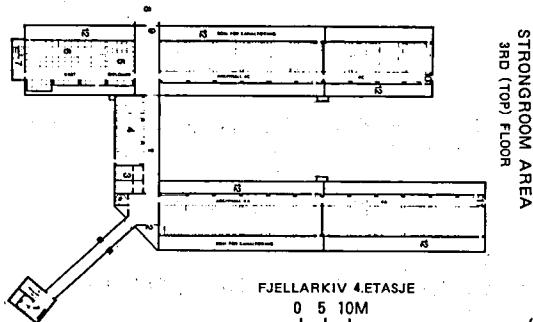
この収蔵庫は地下15~25mの岩盤に掘られた2本の巨大な穴のなかに設けられている。事務等や閲覧室のある地上のメイン・ビルディングとは、エレベーターと地下通路で結ばれているが、メイン・ビルディングの真下に収蔵庫を作らなかったのは、戦争の際、万が一地上の建物が爆撃を受けても、その影響が直接収蔵庫に及ばないようにするためだという。収蔵庫の屋根及び壁と周囲の岩盤の間には1m内外の隙間が設けられているが、これは外部からの衝撃を避けるためと、湿気の侵入を防ぐためだという。

現在、収蔵庫は70mと85mの2棟、高さはともに約15mで4階建てである。書架延長(史料収蔵能力)は合計約90kmで、その約70%に955台の可動式集密書架が入っている。書架はあと5年ほどで満杯になる予定で、すでに隣に新しい収蔵庫を作る計画が進んでいる。収蔵庫内は、24時間空調設備で温度 $20 \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $50 \pm 3\%$ に保たれている。空調機械は空気清浄器付きで、1時間に $40,000\text{m}^3$ 、すなわち収蔵庫内全体の90~95%の空気を一部外気を取り入れながらリサイクルする能力がある。



(出典: Modern Buildings of National Archives, ARCHIVUM, XXXI, 1986.)

図1 ノルウェー国立文書館(オスロ)の断面図



(出典: 同前書)

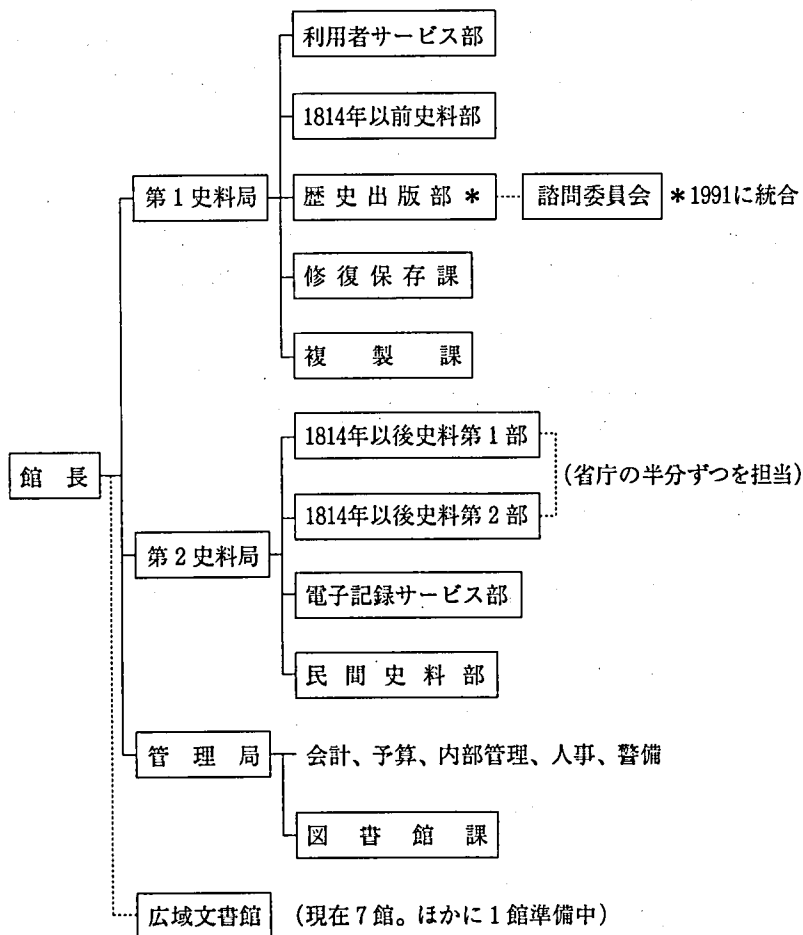
図2 ノルウェー国立文書館地下収蔵庫3階の平面図

所蔵史料

所蔵史料の総量は、刊行統計データ²²⁾によれば、1990年現在で約52kmとなっている。

職員と組織

国立文書館の組織は次のとおり。



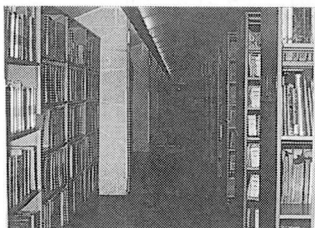
職員数は、刊行統計データ²³⁾によれば、1990年現在で、学術スタッフ

(アーキビスト)が33.5人、アシスタント・アーキビストおよび事務系職員が36人の合計69.5人で、ほかに非常勤職員が5人いる(広域文書館を除く)。ちなみに同じ統計データによれば、広域文書館の職員は7館合計で、学術スタッフ28人(1館平均4人)、アシスタント・アーキビストおよび事務系職員55人(1館平均8人)となっている。

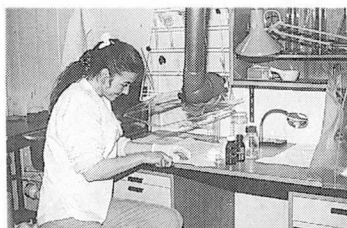
主な業務

国立文書館は、広域文書館を含む文書館行政全体の組織・予算を決定する権限を持っている。中心業務は、言うまでもなく中央省庁からの公文書史料の移管と保存・公開であり、これは第2史料局に設けられた二つの「1814年以後史料部」が分担して行っている。また「民間史料部」により、民間史料の収集・保存も行っている。なお刊行統計データ²⁴⁾によれば、史料を受け入れている組織の数は約400である。

「歴史出版部」は、もともと独立の機関であったが、1991年に国立文書館の一部局として統合された。史料の出版は中世以来の伝統があり、現在は主として1814年以前の史料の出版を行っている。



地下収蔵庫



修復保存課

8. まとめ

調査に参加した5人のうち、安藤を除く4人は、それぞれ詳しい「調査参加記」をまとめてくれている。本来なら、それをそのまま掲載できるとよいのだが、紙幅の都合で、とてもかなわない。そこで、その要旨をごく簡単に紹介することで本稿の「まとめ」にかえることにしたい。²⁵⁾

1980年、デンマークの国立企業各種団体文書館を訪れたとき、「デンマーク・ヒース協会文書」の中から、デンマークの一翻訳家と文通していた内村鑑三の書簡を運良く発見することができました。この書簡は、内村鑑三の『デンマーク国の話』（大正2年初版）の執筆の動機、資料の入手経緯などを明らかにできる貴重な史料でした。この小さな素晴らしい史料の発見の経験は、「使いやすい文書館」「市民に身近な文書館」とは何か、「歴史資料保存利用機関の役割と専門職員」とはどういうものかを具体的に示し、考えさせてくれることになりました。ひるがえって日本を見たとき、今後、各地に文書館が建設され、立派な建物や高価な設備が整ったとしても、基盤になる収集史料の構成や、利用しやすい雰囲気やバックアップ体制、そしてそれをささえる人材がなければ、無味乾燥で限られた人しか利用できない文書館（時には「文書の墓場」）になってしまうことが危惧されます。スカンジナビア諸国の文書館の訪問を計画したのは、決して「大国」ではないこれらの国々に、そういった点で多くの学ぶべきものがあると考えたからです。

今回の調査で印象づけられたことは、史料保存利用の事業にとって、制度や建物、設備、予算など以上に重要な要因は、それらの事業や働きの主体となる「人」「人々」「人のネットワーク」にある、ということでした。それについて紹介することはとても難しいことで、おそらく、スカンジナビアに行き、できればその人々と接し、その人々の和のなかに入って真髄に触れることができれば、いちばんいいのでしょう。しかし、ここでは、そのようなスカンジナビアの人々（アーキビストやコンサーバーター）を育む伝統や制度、法律などの歴史と現況を紹介することによって、今後の日本における文書館制度と人材育成に少しでも参考になればと願っております。

坂本 勇

北欧各国の経済は停滞しているようで、我々に説明してくれた職員の方々が異口同音に洩らしていた。正規の職員（アーキビスト、コンサーバーターも同様）がほとんど増えず、国によってはアーキビストの高齢化を訴えていた館もあった。デンマークの館で聞いた話では、公務員の退職者のある一定人数雇うことが義務付けられているということである。都庁でも現在退職者を5年間嘱託として雇う制度があるが、これと同じかどうかはわか

らない。やはり、新規職員の採用の抑制と関係がありそうに思える。

アーキビストの教育・養成制度については、今回の最大の調査目的であったが、デンマーク、フィンランド、ノルウェーが、そろって従来の制度を変えて新しい制度を実施しているのが印象深かった。Scientistとしてのアーキビストの教育・養成に力が入れている一方で、現職者研修による（office-educated）アーキビストがおり、アーキビストの明確な階層制を感じた。

文書館の機能については、各国の国立文書館のどの担当者からも、文書館と各省庁の関係がたいへん良好であるという説明を受けた。文書館の基本的な機能としての作成母体からの文書の移管がスムーズに行われているのは羨ましいかぎりである。この点は、おおいに学ぶ必要があると思うが、文書館制度そのものの伝統や位置付けの問題も根底にあると思わざるをえない。

公開の問題については、プライバシーを含む史料であっても、一定年限経過後に公開している。デンマークの文書館で聞いた話であるが、警察記録や犯罪記録は、完結後80年経過すれば公開するという。「警察記録は、社会史の重要な記録である」というアーキビストの説明がたいへん印象的であった。わが国では、とても考えられないことである。このへんの違いが何によるのか研究する価値がある。

いずれにせよ、外国の文書館制度を理解するには、その国の歴史、文化をはじめ、国および地方の行政制度等を十分理解する必要があると思う。今回北欧各国の文書館を訪問して痛切に感じた点であった。

水口 政次

2週間にわたって訪ね歩いた4カ国の文書館は、それぞれに個性ある印象を与えてくれた。私を知る唯一のソロモン諸島国立文書館での経験から、“文書館”は知れば知るほどおもしろい発見があるという確信をもっているせいか、一つ一つの文書館を風のように立ち去っていくたびに惜しいような、何か大事なものを忘れてきてしまったような未消化の気分になった。“文書館”を知ることは、その国の政治史を中心とした歴史的背景、文化、言語、宗教、精神風土の理解を深めた上ではじめて到達できることを知りつつも、北欧に生きた人々の歴史的文化遗产に触れてみたいという欲張り

な思いが生まれてしまう。

調査旅行中にたくさんの資料が収集された。40kgを超えたという。国内においてスカンジナビア文書館に関連する資料はほとんど探し当てられなかったことを考えると、この40kgの資料の価値ははかり知れない。

国内で入手されにくい資料の収集、4ヶ国の事例調査、アーキビスト相互の交流を目的とした視察調査は、生まれて初めての経験であったが、そのパイオニア的醍醐味を傍らで味わせてもらえた。それと同時に、一つの専門職を社会に根付かせていくために、その分野の関係者がどれほど地道な努力を払い、研鑽を積んでいかなければならないかということを目のあたりにすることもできた。司書という専門職の途上にある仕事に就いていながら、いままで、この道を切り開いてこられた先人たちの努力に目を向けることはなかったが、このたび「文書館専門職」の確立を目指す文書館関係者の意欲的な姿勢を通して、司書の専門性を定着させるための歩みを後退させることは、長い年月をかけて築き上げられた成果を放棄することにほかならないことを強く感じさせられた。

2週間、スカンジナビアの空気を吸ったことによって、全く無縁に思っていた国々が非常に身近に感じられるようになった。そして、いったん北欧に目を向けはじめると、学ぶべき分野が限りなく存在することに気付かされる。福祉、教育、海外援助、女性の地位、環境保護、図書館など。実際に見てきたこと、出会った人々のことを思い返ししながら知識を深めていくことの楽しさを授かった。スカンジナビア諸国についてのレファレンスを受けると、自然に顔がほころんでしまうこの頃である。 上原 樹代

今回の旅は、考えさせられることの多かった旅でもあった。文書館制度も国によっていろいろな応用形のあることを知ったことは、大きな収穫となった。史料を保存し利用していくという根本精神を守りながら、発展の過程でその国その地域の文化や制度に見合った形に適応変化していったのだろう。文書館制度というより行政制度の違いと考えることもできる。公立文書館は行政組織の一部と考えれば、おおもとの特徴はそのまま文書館の特徴ともなる。広域文書館制度は、特におもしろい考え方だと思う。保存に対する考え方は、それ以上に刺激的だった。コンサーバターの養成に関しては、デンマークのやり方に興味が持てた。あのように多くの若い人

達が技術を継いでいく様は、明日に希望が持てた。日本にも科学的教育に基づいた保存理論を教える学校が必要だと思う。その多くを民間に任せてしまう日本のやり方は、資本主義の競争原理が優先するかぎり、有効な技法が会社存続のために利用され、公開されにくい。技術の普遍化が妨げられてしまう。公設のこのような養成制度と、技術水準の向上を目指す公開システムが必要だろう。

保存に関してはもう一つ、岩盤内の書庫にも新鮮な驚きを覚えた。保存思想の違いの一端を示されたように感じた。この思想は「たまたま運良く残ったものを有り難がる」といったような消極的なものではなく、「自分の力で未来に残す」といった力強い意志の表れのように感じられた。そしてこの考え方こそ文書館制度の本旨を突いているように思う。

それにもう一つ、ジニオロジストの存在ももっと考えてみたい。数としての彼らを考えた場合には、利用者の8~9割を占めている。何故このように大量の利用者が存在するのだろうか。つまり彼らは何の目的で自分の過去を調べているのだろうか。単なる知的欲求だけとは信じがたい。社会的認知や評価とつながるような制度があるのだろうか。社会の仕組みから考えていかないと理解できないような気がする。

いずれにしても、日本にとってはどのような考え方とシステムが必要なのか、一つの手本を見せられたような気がした。 水野 保

本報告は、私たちが見てきたこと聞いてきたことのほんの一部にしか過ぎず、また上原さんのいう“40kgの入手資料”については、言語の壁もあって、ほとんど紹介することができなかった。しかし、何はともあれ、得てきた情報を少しなりとも公にすることが、今後の日本のために大切だし意味あることなのだと言いつつ自らに言い聞かせて、調査からすでに2年もたってしまったけれど、とにかくレポートをまとめてみた。お忙しいなか共同執筆をしてくださった、坂本勇、水口政次、上原樹代、水野保の各氏には、心からお礼を言いたい。また、我々の調査のために援助を惜しまれなかったスカンジナビア・ニッポン ササカワ財団と、何よりも、我々を暖かく歓迎し、我々の調査に熱心に協力してくださったデンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーの文書館や修復保存学校の方々、その他関係者の皆さんに、深く感謝したい。 安藤 正人

9. 参考資料

9.1 フィンランド文書館法²⁶⁾

N:o 831

文書館法

1994年9月23日ヘルシンキにおいて公布
国会の決議により以下のように定める

—第1章—

総則

第1条 この法律は、以下の記録作成者に適用する。

- 1) 政府の省庁、機関、裁判所、その他法律及び政府の権限が適用される機関
 - 2) 地方自治体及びその機関
 - 3) フィンランド銀行、ヘルシンキ大学、国民年金基金、その他独立の公共機関
 - 4) 政府及び地方自治体の企業体
 - 5) フィンランド・ギリシア聖教会及びその教会区
 - 6) その他、法律または規則に基づいて公的業務を遂行し、その業務により「公的記録へのアクセスに関する法律」(83/51)に規定された記録や文書を作成している組織、機関及び個人。
2. 但し、この法律の第6、7条及び第8条第1、2項に限り、国会、会計検査院、議会オンブズマン事務所、北欧議会フィンランド議員団及び議会図書館に適用するものとする。
3. フィンランド共和国大統領の文書館に関する規定は、別に定める。

第2条 フィンランド福音ルーテル教会の記録史料については、「教会法」の規定が適用される。

2. Åland州内の公共機関については、同州の州行政に関する法の規定が適用される。ただし、この法律は、「Åland州の自治に関する法律」(1144/91)第30条17項に規定される限りにおいて同州の政府機関にも適用される。

—第2章—

国の文書館

第3条 国の文書館は、教育省の管轄の下で運営される国立文書館と、これに付属

する地域行政機関としての広域文書館からなる。

第4条 国の文書館の任務は、国民の文化遺産である記録の保存と公開を保証し、その利用を促進し、かつ記録史料及び記録の管理について指導、開発、研究を行うことである。

第5条 国の文書館の業務と組織は、別の法令により詳細に規定される。広域文書館の管轄区域は教育省が決定する。

—第3章—

記録史料及び記録の管理とその組織化

第6条 記録史料は、記録作成者がその業務上受領または作成した記録によって構成される。

2. この法律において、記録とは、文字、図像、または電子的その他の手段によって表示されたもので、読み聞きできるもの、あるいは機器を使用することにより理解できるものをいう。

第7条 記録史料及び記録の管理は、記録の公開と保存の保証、記録に関する情報の提供、及び記録の保存価値の評価と不要記録の廃棄の業務を含むものとする。

2. 記録史料及び記録の管理は、記録作成者の業務遂行を支え、一般の個人及び機関が公文書記録から情報を入手する権利を保証するとともに、一般の個人及び機関の法的権利とプライバシーに十分配慮した方法で行わなければならない。
3. 記録作成者が情報及び記録の管理を行うさいには、記録史料及び記録の管理に必要な事柄らについて考慮しなければならない。

第8条 記録作成者は、記録史料及び記録の管理について、その計画立案や責任分担及び実際の作業の組織化について決定するものとする。

2. 記録作成者は、業務遂行に伴って作成された記録の保管期限と保存方法を決定し、記録保管スケジュールの維持につとめるものとする。記録の保管期限の決定にあたっては記録の保存に関する規程、規則を考慮しなければならない。
3. どの記録、どの情報を永久保存するかについては、国の文書館がこれを決定するものとする。

第9条 地方自治体においては、記録史料及び記録の管理の組織化は、各地方自治体当局の責務とする。各地方自治体当局は、当該自治体の記録史料及び記録の

管理を監督し永久保存記録の管理について責任を負う専門官を任命するものとする。

2. 地方自治体に関する第1項の規定は、地方自治体連合や同様の協同団体にも適用するものとする。

第10条 国の文書館は、記録の公開に関する規程の制約を受けることなく、記録作成者の記録史料及び記録の管理について情報を得、第1章1項に掲げた記録作成者の記録史料及び記録の管理について監査する権限を有する。

－第4章－

記録の整理、保存及び利用

第11条 永久保存が決定した記録は、他と別置され、その情報は国の文書館が特に定めた長期保存に耐え得る材料と方法をもって記録されなければならない。

第12条 記録は、廃棄、破損又は不適切な利用にさらされないよう、安全に保存されなければならない。

2. 永久保存記録は、国の文書館が別に定める記録史料保存施設において保存されるものとする。

第13条 永久保存の決定が下されなかった記録は、あらかじめ定められた保管期限を経過したのちに、情報保護が確実にできるような方法で廃棄するものとする。

第14条 第1条1項1)に掲げた記録作成者の永久保存記録は、国立文書館、広域文書館または国の文書館が別に定めるその他の文書館に移管するものとする。但し、本項の規定は外交及び国防に関わる行政の記録には適用されない。

2. 移管に先立つ保存処置、移管準備及び国の文書館への移管に伴う費用は、移管を実行する公的機関がこれを負担するものとする。
3. 国立文書館及び広域文書館は、個々の合意に基づき、その他の記録作成者からも永久保存記録を受け入れることができる。その移管記録の公開については、別の定めがない限り、第17条2項の規定を適用するものとする。

第15条 記録は、利用制限が守られ、保存上安全である場合に限り、他の官公庁、国の文書館及びその他の機関に貸し出すことができる。

第16条 国の文書館は、第1章1項1)に掲げた記録作成者の記録の登録及び目録

作成につき規則を定めることができる。

—第5章—
民間の記録史料

第17条 民間の記録史料又はそれに含まれる文書は、記録史料の所有者との合意により、国立文書館、広域文書館又はこの法律に掲げられたその他の文書館の保存管理下に移すことができる。

2. 上記1項にいう民間の記録史料に含まれる個人の手紙、その他の記録の公開は、寄贈者との合意に従うものとする。また、公文書記録又は個人データの公開に関する法規も可能な限り適用するものとする。

第18条 国の文書館は、学術研究上重要な民間の記録史料及びそれに含まれる記録について、登録簿を保持することができる。

第19条 学術上その他の重要性を有する民間所有の記録史料又はそれに含まれる文書が、明らかに廃棄、紛失又は売却の危険にさらされている場合、国の文書館は、予算の枠内においてその文書又は記録史料を時価で購入あるいは複写する権利を有する。購入史料の公開についての決定は、購入と同時に行うものとする。その際、必要に応じ記録の公開についての法規が参照されなければならない。

2. 本条に定める記録の輸出に関しては、別に規定を設ける。

第20条 国の文書館は、第19条1項が定める条件を満たすと判断される民間の文書ないし記録史料群について、購入または複写の問題が法的に解決するまで、これを速やかに国立文書館、広域文書館又は公的機関のもとにある他の安全な保管場所に移すよう命令する権限を有する。

2. 上記第1項にいう文書ないし記録史料群についての情報は、保管期間中はもとより、もし購入又は複製の要請が合法的に拒否された場合は保管期間後においても、許可を得ない他者に洩らしてはならない。

第21条 上記第20条に定める一時保管に関しては、独自に訴訟を起こすことは出来ない。国立文書館又は広域文書館がこの法律の第19条に従って下した決定に対する訴訟については行政不服申立てに関する法律（154/50）の規定によるものとする。

—第6章—
雑 則

第22条 この法律の施行に関する規定は、政令で定める。

第23条 この法律は、1994年10月1日をもって効力を発する。

2. この法律の施行に必要な手続きは、この法律の発効に先立って開始できる。
3. 1981年2月20日に公布された文書館法(184/81)は廃止する。但し、この旧法のもとで定められた広域文書館の管轄地域に関する規則は、当分の間その効力を有するものとする。また、旧法及びそれに基づく政令に従って国立文書館が定めた、記録の永久保存や永久保存記録の整理、及び永久保存記録のための保存施設等に関する決定や規則類は、当分の間その効力を有するものとする。

ヘルシンキ、1994年9月23日

フィンランド共和国大統領
Marti Ahtisaari

教育大臣
Olli-Pekka Heinonen

9.2 デンマーク文書館法²⁷⁾

公的文書館等に関する法律

神の恩寵によりデンマーク女王たる朕マルグレーテ2世は、国会が採択し、朕が国民の同意により承認した次の法律を公布するものである。

第1章
公的文書館

- 第1条 国の文書館は、国立文書館(Rigsarkivet)、広域文書館(landsarkiverne)及び国立企業諸団体史料館(Erhvervarkivet)からなる。
2. 国の文書館は、国立文書館の館長が統轄する。国立文書館の館長は文化大臣により任命されるものとする。

第2条 国の文書館は、以下の目的を有する。

- 1) 歴史的価値を有し、もしくは市民及び当局にとり重要な行政上及び法律上の意義に照らして、史料として有用な記録文書を確実に保管すること。
- 2) この法律に関係する当局と協同しつつ、保存する価値を有しない記録文書の廃棄の可能性を確認すること。第7条2項及び第8条参照。
- 3) これらの記録文書を当局及び研究目的を含めた公共の利用に供すること。
- 4) 研究を行い、また研究成果について知識を普及すること。

第3条 国の文書館は、記録文書に関してこの法律に関係する当局を援助する。

第4条 各地方自治体は、一つないし複数の地方自治体の記録文書を取り扱う文書館を設置することができる。

2. 国の各文書館は、地方自治体の文書館と協力する。

第5条 国の文書館は、他の文化ないし学術団体に対し、記録文書に関して協力または助言を与える。

2. 文化大臣は第1項に記した協力を推進するため、団体の選定にあたってこれを指名することができる。

第6条 国立文書館は、国家の紋章の使用に関わる事項を取り扱う。

2. 国立文書館は、国家及び地方自治体当局のために、公式の紋章、印章及び象徴ならびに国旗に関する質問に対し助言を行う。

第2章

公的記録文書

第7条 第3～5章で述べられる記録文書の取扱いに関するこの法律の規定は、公共行政及び裁判を遂行するためのすべての活動に対して効力を持つ。

2. 更にこの法律は認定された宗教団体の教団戸籍簿管理のためにも効力を有する。

第8条 文化大臣は、公的機関の記録文書の取扱いに関する第3～5章の諸条項のすべて、ないしは一部が、公的な行政機関には含まれ得ない特定の団体・機関・企業等に対しても妥当するか否かについて決定を下すことができる。ただしこのことは、仮にその活動に伴う諸経費が、国家ないし地方自治体の財源によりほぼまかなえる限りにおいて、ないしはその事情あるいは法律に照らして、国家ないし地方自治体にかわって決定を下す権限が認められる限りにおいて妥当

する。

第3章 保管及び廃棄

- 第9条 当局は、各々の記録文書が適切な方法により保管されるよう配慮しなければならない。
2. 記録文書の公的文書館への移管により、以後の保管責任は文書館へ移行する。
- 第10条 文化大臣は文書館の目的に配慮しつつ、当局の記録文書の取扱い、保管及び廃棄に関する規則を定める。
2. 文化大臣は文書館の目的に配慮しつつ、地方自治体の記録文書の保管及び廃棄移管する規則を定める。
 3. 国の文書館は、これらの規則が遵守されるよう監督する。

第4章 移管等

- 第11条 当局は、その記録文書を公的文書館にのみ移管することができる。
- 第12条 国立文書館は国事に関わる当局及び機関から移管される記録文書を受け入れる。
2. 広域文書館は、地方の国家当局及び機関、国教会並びに認定された宗教団体から移管される記録文書を受け入れる。
- 第13条 第12条1項及び2項に述べられた当局は、反対の見解が妥当なものでない限りにおいて、30年を経過した時点でその記録文書を国立文書館ないしは広域文書館へ移管するものとする。ただし第14条を参照。文化大臣は移管に関する更に詳細な規則を定めるが、そのうちには第1項で述べた原則からの逸脱が見込まれる場合に関するものも含まれる。
- 第14条 国家当局のために作成され、また国家当局の記録に関する法律の範囲内にある記録簿は、当局において行政上の目的にもはや使用されなくなった時点で、国立文書館へ移管すべきものとする。公的機関の記録に関する法律の範囲内にあるその他の記録については、仮に社会的にみて重要な関心のある学問的ないしは統計的調査を遂行するにあたって必要不可欠であると判明した場合には、

国立文書館の管理下へ移行する。

2. 記録簿保管者は、国立文書館の館長の意見を聴取した上で、上記第1及び第2項において述べられた記録簿の移管につき決定を行う。
3. 第1項で述べられた記録簿の移管は、更に詳細な条件に従って行われる。文化大臣は記録簿保管者の意見を聴取したのち移管に関する更に詳細な規則を定めるが、それには起こり得るすべての移管の形態及び条件の決定が含まれる。
4. 各地方自治体は、記録簿保管者の意見を聞いた上で、文化大臣が決定した規則に従って、自治体の記録簿を国立文書館へ移管することができる。第37条参照。

第15条 各地方自治体は、その記録文書を広域文書館へ移管することができる。文化大臣は移管に関する更に詳細な規則を定める。

第16条 過去の、ないしは現存する国家当局に由来する記録文書を受入あるいは入手したすべての公的機関は、その旨を国の文書館に報告すべきものとする。これに該当する記録文書の提供を受けた、ないしは他の方法により該当する記録文書の存在を知るに至った当局は、同様に国の文書館にその旨を報告すべきものとする。

2. 国の文書館は、第1項に関わる記録文書について、国の文書館へ移管することを決定できる。

第17条 過去の、ないしは現存する国家当局に由来する記録文書を所有する私人・企業ないし組織体は、当該記録文書を国の文書館へ移管すべきものとする。

第18条 国家に属する記録文書が公開の競売に付されようとしている場合は、競売の主催者がその旨を国の文書館へ報告すべきものとする。

第19条 記録文書にともなう国家の権利は、文書の消失ないしは時効によっては消滅し得ない。

第5章

記録文書の公開

第20条 当局に由来し、国の文書館へ移管された記録文書史料は、30年を経過した時点ですべての人に公開される。ただし第21条及び第22条参照。

第21条 移管を行う当局は、記録文書史料ないしは記録文書史料グループに対して、以下の基本的観点に照らして保護が不可欠である場合には、受け入れる文書館と協議の上で公開までの期限を30年以上に定めることができる。

- 1) 国家の安全ないしは王国としての責任。
- 2) 王国の外交ないしは国際経済上の利点。これには外国勢力ないし国際機関に関わるものも含まれる。
- 3) 刑事事件ないしは懲罰行為に関わる事柄の目撃者、証言者ないしその他の人々の保護。
- 4) 公共の経済的利害。これには公的な経済活動の遂行に関わるものも含まれる。
- 5) 個人ないしは私的団体の応用技術あるいは技術の実践方法に関する、ないしはその活動あるいは経営状態あるいは同種の事柄に関する情報を保護することによる経済的利害ないしは、
- 6) その特殊事情に照らして秘密性が要求される場合に関する個人的及び公共的利害。

第22条 以下の記録文書史料ないしは記録文書史料グループに関しては、公開までの期限を80年とする。

- 1) 個人の経済事情を含む私的事情に関わる情報を含むもの。
 - 2) 公的当局の記録簿に関する法律の定める範囲内にある記録簿に関するもの。
 - 3) 刑事訴訟手続きの範囲内にある事項を含むもの。
 - 4) 裁判で使用される目的で、ないしは裁判で取り扱われることを念頭におきつつ当局が専門家と取り交わした往復文書を含むもの。
 - 5) デンマーク統計局及び公的統計を作成するために入手した基礎資料を含むもの。
2. 移管を行う当局は上記の事柄に関する場合、受入する文書館と協議ののち、第1項に含まれる記録文書史料に関し、公開までの期限の短縮ないしは延長を決定できる。

第23条 公開までの期限は記録文書史料に記録された年度末から換算する。

第24条 国立文書館長ないしは国立文書館が権限を与えた者は、具体的な事情に応じて、公開までの期限内に、記録文書史料ないしは記録文書史料グループの利用のための許可を伝達できる。ただし第2～4項参照。

2. 第1項に基づき許可を伝達するためには、以下の場合については、関係当局が同意を与えることを条件とする。

- 1) 移管を行う当局が、第21条により公開までの期限の延長を決定している。

- 2) 記録文書史料が第22条1項2)～5)で述べられた性格の史料を含んでいる。
- 3) 記録文書史料が30年を経ずして国の文書館に移管されており、しかも第21条で述べられた性格の史料を含んでいる。
3. 第1項に基づく許可は、もし当該記録文書が第22条1項の2)で述べられた性格の史料を含む場合には、更に記録簿保管者による同意を必要とする。
4. 文化大臣は、公開の条件及び許可を与えられる情報の利用のための条件について更に詳細な規則を定める。

第25条 即時公開をしていない記録文書史料について許可を得た者は、関係当事者が知り得た秘密情報をみだりに公表、譲渡ないしは利用してはならない。ある情報が秘密であるとは、法律ないしはそれに準ずる規定にその旨が記されている場合、ないしはその他に公的ないし私的な利害に対する基本的な配慮の点で守秘が必要不可欠の場合である。

第26条 文化大臣は公開の分野に関する手続きを審査する委員を任命する。

2. 委員会は研究者代表1名、報道機関代表1名、裁判官1名、及び当局代表者1名で構成される。

第27条 文化大臣は地方自治体の文書館に移管された公的記録文書の公開に関する規則を定める。第4条1項及び第15条1項参照。

第6章 私的文書記録

第28条 国の文書館は、個人、企業、組織等に由来する私的文書記録を収集、受入、保管することができる。これらの記録文書は、研究目的ないしは文化全般にわたって重要な意義を有し、とりわけ社会的な性格を有するものである。

2. 国立企業諸団体史料館は、国家の経済史に関する記録文書の文書館である。国立企業諸団体史料館は、経済活動を行う組織及び企業体由来し、重要な研究上の意義を有する記録文書を収集、受入及び保管することができる。

第29条 仮に相続に際して国の所有に帰した建物に記録文書が含まれる場合、これらは国の文書館に移管される。

第30条 私的記録文書は、所有者としての正当な権利を有する者が存在しない場合は、国家に属する。このような記録文書の発見者ないし所有者は、直ちにそれ

らを国の文書館へ移管しなければならない。

第31条 私的記録文書の国の文書館への移管に際しては、移管する側と受け入れる文書館との間で、その公開に関して協議を行う。

第32条 研究目的ないしは文化全般にとって意義を有する私的文書記録を所有する者は、地方当局において実施する以前に、国立文書館に当該文書史料を複写する許可を与えられなければならない。

第7章 異議申し立て規則

第33条 国立文書館の第24条に基づく公開に関する決定については、関係当局に対して異議申し立てを行うことができる。

2. 文化大臣は、国立文書館長が第3章及び第4章の規定に従って公布された規則に基づいて行った諸決定が文化大臣に判断を委ねる必要のないよう規則を定めることができる。

第8章 罰則及び強制の規定

第34条 第25条に違反した者は、罰金、拘留ないしは6カ月以内の懲役に処する。

2. 第17、18、30条及び第32条の諸規定に違反した者は、罰金刑に処する。
3. この法律に基づいて作成された規則については、諸規則の規定に違反した場合は罰金刑を定めることができる。
4. 株式会社、合資会社、協同組合ないしはそれに相当する者が違反を犯した場合は当該会社が罰金を支払う義務を負うよう命ずることができる。
5. 違反行為は警察の担当事項である。裁判の執行に関する法律第73章の法的救済手段は、検察庁担当事項と同じ範囲で適用され得る。

第35条 この法律は1992年10月1日に発効する。この法律は、この法律が発効する以前に当局によって作成された、ないしは当局の所有に帰した記録文書についても効力を有する。

2. 文化大臣は、この法律が発効する以前に公的文書館に移管された記録文書の公開に関して、更に詳細な規則を定める。

第36条 以下の法律は廃止する。

- 1) 国立文書館の設立及びこれに関する1889年3月30日の法律第42号。

- 2) 南ユトランド広域文書館の設立に関する1931年4月28日の法律第152号。
- 3) 私立企業諸団体史料館の国への移管に関する1962年6月16日の法律第217号。

第37条 公的機関の記録簿に関する法律中、第9条4項以下は以下のように読み変えるものとする。1991年9月20日の法告知第654号参照。

〈4. 記録簿保管者は、地方自治体当局のために作成された記録簿が、更に詳細に定められた条件により、文書館の保管へと移行することを許可することができる。国家当局のために作成された記録簿は、公的文書館に関する法律の規則により、国の文書館へ移管される。〉

第38条 地方自治体の運営に関する法律中、第62条は廃止される。1991年6月21日の法告知第483号参照。

第39条 コペンハーゲン自治体の運営に関する法律中、第52条は廃止される。1991年6月21日の法告知第484号参照。

第40条 以下の告知は、この法律に従って作成された規則により廃止ないしは解消されるまで効力を有する。

- 1) 1985年2月18日の告知第42号において改訂された、地方自治体の文書館における廃棄に関する1981年4月29日の告知第201号。
- 2) コペンハーゲン自治体の記録文書の廃棄に関する1985年4月28日の告知第152号。
- 3) 他の地方自治体の記録文書の廃棄に関する1990年1月31日の告知第65号。

第41条 この法律の改訂のための提案は、遅くとも1996~97年度の会期において、国会に対して為されるものとする。

第42条 この法律はフェロー諸島及びグリーンランドには適用されない。この法律はフェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情の命ずる逸脱を含め、王国当局の担当下に現在ある、ないしはこれまでであった事項について、国王の命により公布することができる。

1992年5月14日 クリスチャンスポー城にて受領。

マルグレーテ国王陛下御名御爾

／グレーテ・ロストベル

註

- 1) 主として、百瀬 宏『北欧現代史』(山川出版社、1980年) 付録の「年表」による。
- 2) Harald Jørgensen, "The present organization and working conditions of Scandinavian archives", *Journal of the Society of Archivists* (Britain), vol.4 no.1, 23-30, 1970.
- 3) デンマークの文書館全体の紹介としては、デンマーク語だが、国立文書館発行の『デンマークの文書館』(*Danmarks Arkiver: Historie, funktioner, fremtid*, Rigsarkivet, 1982.) がある。
- 4) 東京都制度調査会『諸外国における大都市制度』(東京都企画報道室、1982年)。
- 5) Inge Bundsgaard and Michael H. Gelting, "What To Be or Not to Be? Evolving Identities for State and Grassroots Archives in Denmark", *American Archivist* Vol.55, Winter 1992, 46-57.
- 6) "NORDISK ARKIVSTATISTIK 1989-1990", *Nordisk Arkivnyt*. (刊行年月日不明)
- 7) 同前。
- 8) 同前。
- 9) 同前。
- 10) Jørgensen注2) 論文によると1933年。
- 11) 注6) に同じ。
- 12) 同前。
- 13) 同前。
- 14) 同前。
- 15) インタビュー・メモのほか、フィンランド国立文書館訪問時にいただいた次の二つの小レポートを参考にした。
 - ・ Leena Airola, *TRAINING OF RECORDS MANAGER AND ARCHIVISTS IN FINLAND* (作成年月日不明)
 - ・ *CLARIFICATION OF THE EFFECTS OF VALID LEGISLATION* (執筆者、作成年月日不明)
- 16) 注6) に同じ。
- 17) スウェーデンに関しては、国立公文書館報『北の丸』24号(1992年)の小川千代子「スウェーデンの文書保存法」があるので、詳しくはそれを参照されたい。なお、ここでは、インタビュー・メモのほか、訪問時にいただいた次の資料を参考にしている。
 - ① National Archival systems and structure in SWEDEN (作成年月日、

執筆者不明)

- ②Nils Nilsson, "Archives in SWEDEN since the Second World War", *ARCHIVES ET BIBLIOTHÈQUE DE BELGIQUE*, DL LV Nr.1-4, 1984.
- ③表題欠資料 (The National Archives - A Fortress in Graniteほか)
(作成年月日、執筆者不明)
- 18) 注17) 資料①
- 19) 注6) に同じ。
- 20) 注2) 論文による。
- 21) インタビュー・メモのほか、"The Building of the National Archives of Norway (Riksarkivet)", *Archivum* Vol.XXXI (,1986) によった。
- 22) 注6) に同じ。
- 23) 同前。
- 24) 同前。
- 25) 水野保氏については、氏の長大な報告「スカンジナビア四カ国図書館歴訪の旅一日並みの記」があるが、ここでは、同氏「北欧の文書館」(『記録と史料』第4号、1993年9月)の「まとめ」部分を引用させていただいた(一部省略)。
- 26) Mrs. Pirokko Rastas (Councilor of Archives, National Archives of Finland)より1994年10月26日に入手した英文テキストThe Archives Act (Translation:DRAFT)を上原樹代・安藤正人が翻訳。英文テキストには、各条の中の項の番号(subsection no.)は記されていないが、便宜上、この翻訳文では第2項以降について仮に項番号を付した。
- 27) デンマーク訪問時に入手したデンマーク語テキストLov om offentlige arkiver m.v.を坂本勇が監訳した。